

資料と解説

「日本ホーリネス教団の戦争責任に関する私たちの告白」の

日本ホーリネス教団 福音による和解委員会



目 次

はじめに ━━━━━━ 四

第一章 本文「日本ホーリネス教団の戦争責任に関する私たちの告白」 ━━━━ 六

第二章 「戦責告白」採択に至る経緯 ━━━━━━ 一一

- 一 戰後教団史の中から ━━━━ 一二
- 二 きつかけの年、一九九五年 ━━━━ 一五
- 三 戦責告白決議をめぐって ━━━━ 一九
- 四 その後の動向 ━━━━━━ 一一

第三章 「戦責告白」の趣旨 ━━━━━━ 二七

- 一 私たちの歴史を見る目について ━━━━ 二七
- 二 私たちの社会を見る目について ━━━━ 三〇
- 三 私たちの教会を見る目について ━━━━ 三三
- 四 「戦責告白」の趣旨 ━━━━━━ 三八

第四章 資料と解説 ━━━━━━ 四三

- 一 注 ━━━━━━ 四三
二 資料と解説 ━━━━━━ 四五

第五章 今後の展望 ━━━━━━ 一四六

- 一 私たちの目指すこと ━━━━━━ 一四六
二 神との和解 ━━━━━━ 一四七
三 隣人との和解 ━━━━━━ 一四八

第六章 関連資料 ━━━━━━ 一五一

- 一 参考資料 ━━━━━━ 一五一
・日本基督教団「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」
・日本福音同盟「戦後五〇年にあたつてのJ E A 声明」
二 関連事項略年表 ━━━━━━ 一五六
三 参考文献 ━━━━━━ 一六〇

あとがき ━━━━━━ 一六三

第四章

資料と解説

一 注

・戦資告白本文を段落ごとに分け、以下のように便宜上のタイトルをつけています。

A. 表題	B. 前文	C. 戦前の歩みの積極的評価	D. 戦前の歩みの批判	E. 戦時下の歩みの積極的評価	F. 戦時下の歩みの批判	(a)	(b)	(c)	一一九
——	——	——	——	——	——	一一二	一一二	一一二	一一九
四六	四五	五一	六二	八〇	八六	一一一	一一一	一一一	一一九

二 これから歩み	G. 戰後の歩みの積極的評価	一一五
	H. 戰後の歩みの批判	一二二
	I. 趣旨	一三二
	J. 日本人としての反省	一三四
	K. 教会の反省	一三五
	L. 悔い改め	一三六
	M. 神の前に悔い改める	一三九
	N. 隣人への謝罪と和解	一四〇
	O. 今後の決意	一四三
P. 結語		一四五

・段落ごとに本文をゴシックで載せ、資料と解説を付した部分は、《》で括りました。数字は解説項目の番号と符合します。

- ・その後に関連する項目の解説を記しています。
- ・関係資料のコピーは、段落ごとに、その部分の末尾にまとめて載せてあります。
- ・引用した資料中、カタカナで記されているものについては、ひらがなに改めています。また引用資料中の傍点は、編集者によるものです。
- ・誤植と思われる字句の訂正と、必要最小限の説明と読み方等は、「」内に記しています。
- ・歴史的人物については、原則として敬称を略しています。
- ・引用した資料のうち、ホーリネス系教会の発行した機関紙名は次の通りです。

「焰の舌」は中田重治の個人誌が、一九〇一年以降機関紙となつたもの。

「きよめの友」は、一九一七年（東洋宣教会ホーリネス教会発足の年）に、焰の舌を改題したもの。

分裂後は「きよめ教会」の機関紙。

「靈光」は、分裂後の「日本聖教会」の機関紙。日本基督教団への合同後も発行されています。

「復興」は、敗戦直後の日本基督教団内旧六部の機関紙。

二 資料と解説

A. 表題

日本ホーリネス教団の『戦争責任（1）』に関する私たちの『告白（2）』

1 『戦争責任』

一般的に「戦争責任」という場合、戦争そのものが引き起こした罪責とのかかわりが問題とされます。戦争中に弾圧があり、またホーリネス系の教会は解散を強いられたために、私たちの教会の戦争加担の程度は、他教派に比べると確かに少ないかもしません。けれども「戦資告白」に盛られている事実からしても、私たちが責任を免れることは出来ません。

しかしこの「戦資告白」が問うてているのは、日本人としての戦争加担の責任はもちろんですが、むしろ教会独自の戦争責任です。つまり信仰告白に生きることが出来ず、偶像礼拝に墜ちてしまつたことです。その結果教会は、世に対して預言者としての働きを為すことが出来ず、戦争に同調し、隣人愛を失つてしまつたのです。

まいました。これが教会の戦争責任です。戦責告白後半部分の「私たちは日本人としての連帯責任を負うことによって、私たちの教会の信仰の問題を曖昧にはしません」という文が示していることです。この戦責告白は、分量の割には戦争加担、戦争犯罪についての言及が少ないのですが、このような理由によります。

2 『告白』

私たちの戦責告白で用いている「告白」とは、言うまでもなく日本語の「打ち明ける」という意味ばかりではなく、聖書の言葉に基づくものです。

① 「告白」の聖書での用例

新約聖書の中で、「告白」という言葉を調べていくとき、主に二つの用例があることが分かります。第一は、「信仰の告白」です。代表的な聖句には、《「イエス・キリストは主である」と告白して、栄光を父なる神に帰するためである。(ヨハネ福音記一〇)》が挙げられるでしょう。またこの言葉は、《ほめたたえる(マタイ一一・二五)》、《たたえる(ヘブル十三・一五)》とも訳される、神に対する賛美の言葉でもあります。

第二の用例は、「罪の告白」です。代表的な聖句は、《わたしたちが自分の罪を告白するならば、神は真実で正しいかたであるから、その罪をゆるし、すべての不義からわたしたちをきよめて下さる(ヨハネ一・九)》を挙げることが出来ます。戦責告白の場合、この罪の告白にあたるわけですが、特にヨハネ第一章には、《わたしたち》という第一人称複数形しか用いられていないことは、注目に値します。この聖句は、私たちの教会のあいだでも、広く「救いのみ言」として愛されてきたものですが、「わたし」というのは、単に「私もあなたも救われる」という意味ではなく、《わたしたちの交わりとは、父

ならびに御子イエス・キリストとの交わりのことである（ヨハネ一・三）》と、三位一体の神の交わりを基とする信仰者の共同体を指してします。共同体理解については、既に説明しましたので繰り返しませんが、共同体の罪の告白を理解するための、大切な聖書的根拠となる聖句であることは、心に留めておきたいことです。

② 「告白」の語義

さて、この「告白」という言葉は、ギリシャ語では「ομόλογεια（ホモロゲオー）」といい、「μόλογος（同じ）」と「λόγος（言葉）」という二つの言葉から成っています。つまり、告白とは「同じことを言う」という意味になります。それでは何と同じことを言うのか。

まず、「心」にあることと、「口」に出す言葉が同じであることです。《自分の口で、イエスは主であると告白し、自分の心で、神が死人の中からイエスをよみがえらせたと信じるなら、あなたは救われる。なぜなら、人は心に信じて義とされ、口で告白して救われるからである（ローマ一〇・九、一〇）》が代表的な聖句ですが、私たちのあいだでは、もっぱら「告白」のこの側面が強調されてきたと言えるでしょう。そして、心と言葉が異なっては嘘ですので、これはある意味で当然のことですが、戦賊告白との関係で注目しておきたいのは、次の点です。

すなわち、「教会」の言葉と「自分」の言葉が同じであるという意味です。《わたしは、主から受けたことを、また、あなたがたに伝えたのである。すなわち、主イエスは、渡される夜、パンをとり…（コリント一・二三）》、《わたしが最も大事なこととしてあなたがたに伝えたのは、わたし自身も受けたことであつた。すなわちキリストが、聖書に書いてあるとおり、わたしたちの罪のために死んだこと…（コリント一五・三）》という聖句を挙げることが出来ます。ここには「告白」という言葉こそありませんが、そこで伝えられている内容は福音であり、信仰告白です。そして、さきの《イエスは主である》とい

う信仰告白の原形である言葉は、洗礼を受けるものが言い表した言葉であるとも言われています。つまり、洗礼を受けるものは、教会が主として信じるイエス・キリストを、自分の主として信じ受け入れるという決意を表明するものです。それが洗礼が教会の礼典である理由であって、何年か教会に来ているからという理由で受洗を勧めたり、信仰のことは何も分からなくても洗礼を受けると分かるようになると黙つて、洗礼を授けてきた私たちの教会が、そろそろ自覚しなければならない事柄であります。

それはともかくとしても、教会の信仰を自分は受け入れていて、自分の信仰告白は教会を背景とした公のものであるという理解は、信仰が主観的で内面的になりがちと言われる私たちの教会にとって、大切なことです。この理解によつて、さらに信仰者の責任の伴う主体的な生き方が実現することでしよう。

③ 共同体の罪の告白

そして罪の告白の場合も、さきのヨハネの例が示すように、共同体に連なるものとしてなされるという自覚が、戦賊告白の根底にはあります。

戦賊問題が、教団全体にまだ理解されていないと判断した昨年度の宣教研究委員会は、「声明（案）」を作成したのでした。そして、教団総会は声明ではなく「告白」という言葉を選択しようとしました。そして採決に先立ち、当時の宣教研究委員長が「告白」という言葉が持つ意味合いが重いことを議場に確認しましたが、それを了解した上で、教団総会は「告白」という言葉を選択したのでした。

これは教団総会の決議ですから、日本ホーリネス教団に属するものの総意であることを意味します。実は自分は賛成出来ないというような意見は通らない重みを持っています。もちろん、これは思想、信条の押し付けといったような、幼稚な議論ではありません。教団に属するすべての人が、全く同じ意見になることも考えられることですし、それは不健全なこともあります。異なる意見があれば、堂々とした、

また冷静な対話がなされることが必要でしょう。その意味では、教団総会の採決以降、これといった反対意見が出されていないことにも、私たちの一つの課題が含まれていると言えるのかもしれません。

また戦賛告白に關し、弾圧の当事者が悔い改めを表明するのであれば同意する、戦争を知らない世代の人間が先達の歩みを批判的に扱うことは許されるのか、という意見がありました。また逆に当事者に悔い改めてもらおうという意見や、戦後世代も責任を負わねばならないのか、という意見もありました。これらは、すべてこの「告白」の意味についての誤解から生じた意見と考えられます。確かに戦賛告白には、当事者の思いや当時の資料の分析が反映されていますが、その当時の教会と現在の私たちとの間に共通の課題があることを見出し、その過ちについて悔い改めるのが戦賛告白の趣旨です。日本ホーリネス教団に連なるものが、弾圧や戦争の経験の有無にかかわらず、世代の違いにもかかわらず、教会の課題を自らのものとして、共に重荷を担おうという意味が、「告白」という言葉にはあります。

ですから、それは過去のことといつまでも蒸し返すような卑屈な作業ではなく、自分たちの教会を愛し、教会の本質に忠実であろうとする、信仰者の喜びと希望に満ちた営みであり、文字どおり私たちの信仰告白が神を称えるものとなるよう願うものです。

B. 前文

ホーリネス宣教百年の年を迎えるとしている今、私たち《日本ホーリネス教団（3）》は、これまでの神の導きを心から感謝し、先達の信仰に戸惑いを寄せています。そして、私たちが私たちの教会の歴史を振り返ることによってその歩みを省み、《信仰の継承を目指す（4）》と共に、過去に犯した過ちをここに言い表します。

3 『日本ホーリネス教団』

戦賊告白の本文中で、「日本ホーリネス教団」という言葉が出てくるのは、ここ一個所だけです。ほかは全て、「私たちの教会」、あるいは単に「私たち」が主語になっています。

主語とすべき言葉については、「私たちの教団」、「私たちの教会」、「私たち」などが考えられました。

その中で、「私たちの教団」という言葉を避けた理由の一つは、戦賊告白の内容が現在の私たちの教団のみに關することではないことがあります。この中には、ホーリネス系諸教派に關係する部分も含まれていますが、ここで「私たちの教団」という言葉を使うならば、ホーリネス系諸教派を代表しているかのように理解されかねません。しかしそれは、私たちの意図とは異なります。

また、もう一つの大きな理由は、その是非はともかくとしても、「教団」とは組織体という印象を持ちやすい言葉だと考えたためです。例えば、教団を批判するとか、あるいは行政などを批判する場合にも似たことが言えるよう思うのですが、その批判の対象には具体性があまりなく、どこか漠然とすることが多いですし、批判の態度もどこか傍観的であつたりして、共に責任や重荷を負うということにはなりにくいのではないでしょうか。自らの歴史を振り返って批判するこの戦賊告白においても、そのような誤解が発生する可能性があります。

「私たちの教会」については、各個教会と理解される可能性や、戦後創立の教会はどのような立場になるのかという疑問が生じる可能性も考えられます。

また単に「私たち」とする場合、もっとその主体が漠然とすると思われます。
このように、戦賊告白の主語にいずれの言葉を選んだとしても、同じような誤解を免れることは難しいかもしれません。そこで、ここでは「私たちの教会」という言葉が神学的には相応しいと判断しました。

文の前後を考慮して「私たち」という言葉も用いました。これらの表現には、この戦賊告白が信仰共同体であるホーリネス教会に属する者の言葉であるという意味が込められています。

ですからこの戦賊告白で「私たちの教会」といった場合、それは一九〇一年の宣教開始から、一九三三年の分裂を経たそれ以後の日本聖教会、その後の日本基督教団第六部、弾圧、解散を経て敗戦直後の復興期、そして、一九四九年から現在に至る日本ホーリネス教団を、「私たち」と表現しています。

4 『信仰の継承を目指す』

何の歴史を振り返る時でも言われることですが、過去の過ちばかりをほじくり返さずに、未来へ向かう積極的な思考が大事ではないかという批判が、この戦賊告白に対してもありました。しかし、過去の過ちを不間に付して明るい未来が開けるとは考えられませんし、第一それは聖書的な生き方とはかけ離れたことでありましょう。

ここで私たちがなそうとしていることは、私たちの教会に与えられている光榮ある務めに対しても、より真実でありたいという願いに基づくものであって、教会を愛する思いの表れであります。

一 歴史を振り返って

C. 戦前の歩みの積極的評価

『明治憲法(5)』や『教育勅語(6)』等によって、天皇神格化の波が日本に浸透しつつあった（一九〇一年（7））、私たちの教会は宣教を開始いたしました。「四重の福音」を旗印として、日本全国と、アジア諸国へと宣教をすすめました。その働きによって、現在の私たちの教会が存在し、アジア諸国にホーリネス教会が建てられ、現在の『アジ

ア太平洋地域モーリネス教会連盟（8）のよるな実を結びました。

また、戦前の私たちの教会は、『宗教法案（9）』や『宗教団体法案（10）』による国家の宗教への介入や、『神社参拝の強要に対し（11）』で、信仰の戦いの意志を明確にもつてきました。

5 《明治憲法》

正式には「大日本帝国憲法」。発布は一八八九年（明治二二年）。キリスト教信仰との関係で問題となる主な条文は以下の通りです。

第一条 大日本帝国は万世一系の天皇これを統治す

第三条 天皇は神聖にして侵すへからず

第二十八条 日本臣民は安定秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限りに於て信教の自由を有す

第二十九条 日本臣民は法律の範囲内に於て言論著作印行集会及結社の自由を有す

この憲法発布の日の朝、文部大臣の森有礼が刺殺されます。森自身がキリスト者であったかどうかははつきりしませんが、キリスト教的な思考が嫌われたことは確かなようです。その後のキリスト教と国家（文部省）の関係を暗示する出来事と思われます。

6 《教育勅語》

明治憲法を精神的、道徳的に規定したもの。渙発は一八九〇年（明治二三年）。「勅語の主意は、考悌忠信の徳行を修めて、國家の基礎を固くし、共同愛國の義心を培養して、不虞の変に備ふるにあり」^①とあるように、身近な徳目から始まり、最後には國家と皇室のために生きるように説いています。ここでは口語訳されたものがありますので、それを引用します。

「自分（明治天皇）が思うには、皇祖天照大神と歴代の天皇が国を始められたのは、長い歴史を持ち、代々の天皇の御徳は深く厚い。わが臣民もよく忠孝の道徳を守り、心を一つにして美德を發揮してきたのは、日本の國がらの最も秀れたところであり、教育の根源もここにある。お前たち臣民は、父母に孝を尽くし、兄弟仲良くし、夫婦は協調し、友だちは信じ合い、人はうやうやしく自分は慎ましい態度を持ち、広く人々を愛し、学問を修め、仕事を習い、知能を伸ばし、徳行と能力を磨き、進んで公共の利益に奉仕し、世の中の努めに励み、常に憲法を重んじ、法律を守り、いたん国家に危険が迫つてくれば忠義と勇氣を持つて国のために働き、天地と共に限りなく続く皇室の運命を助けなければならない。これは私の忠良な臣民だけでなく、祖先たちの残した美風を表すものである。この道徳は、実は私の皇祖天照大神や歴代の天皇が残された教えであつて、その子孫と臣民は共によく守るべきもので、またこの道は昔から今まで間違つておらず、これは国の内外に実施しても誤りではない。私はお前たち臣民と共によく心に留めていつも忘れずに実行して、その徳を同じにしたいと念願している」^②。

① 井上哲次郎「勅語衍義」、『近代日本思想大系三』八六頁、筑摩書房。

② 明治学院敗戦五〇周年事業委員会「心に刻む　敗戦五〇年・明治学院の自己検証」一〇頁、明治学院。

この翌年、内村鑑三が勅語の奉読式で充分な挙礼をしなかつたという、いわゆる「不敬事件」が起き、国家とキリスト教をめぐつて大きな論争となりました。この時の反キリスト教の立場の急先鋒が井上哲次郎ですが、それに対する内村の主張は、勅語の実行こそが儀式に勝る敬礼であつて、「我聖明なる天皇陛下は、儀式上の挙禮に勝りて実行上の挙禮を嘉みし給ふは、余が万々信じて疑はざる所なり」^① というもので、天皇制社会に生きるキリスト者の微妙な立場を表しています。

「天皇神格化の波が日本に浸透しつつあつた一九〇一年」という文は、「このように天皇制とキリスト教との間に、既に対立があつた時代である」とを表すものです。

7 『一九〇一年』

ここでの強調点は、前述のような天皇制と教会のかかわりにあります。これまで私たちの間で用いられてきた、「創立」や「再建」という言葉をめぐり、その時期については明確でなかつたために、議論がありまつたので、ここに創立時期をめぐる議論の内容を簡単に紹介しておきます。

一九〇一年にホーリネス運動は開始されますが、教会組織となるのは一九一七年です。また分裂後の再出発は一九三六年であり、当時の日本聖教会はその年を創立の時と理解していくようです。戦後の再建が一九四九年です。

そして「日本ホーリネス教団の信仰告白」の「前文」に盛られた「一九〇一年創立以来…」という文言

① 内村鑑三「文学博士井上哲次郎君に呈する公開状」、『内村鑑三全集第二卷』一八〇頁、岩波書店。

をめぐつて、創立時期についての議論が教団総会などでされました。それに対し信条委員会は、①ホーリネス系諸教派は、その起源を一九〇一年におき、その信仰を継承している。②一九〇一年は組織の創立ではないが、信仰のスタートにおいての創立である、という見解を示し、教団総会もそれを了承しました。このことが、戦賛告白に関してはどのような意味を持つのかは、以下の二点にまとめることができます。まず、私たちの教団はホーリネス教会だということです。一つの教派という共同体に連なっていることです。そして第二は、その信仰の祝福を受け継ぐと共に、過ちについては責任を負うことです。

ホーリネス系諸教派が、戦後の創立と自覚しているのに対し、私たちの教団は確かに一九〇一年にこだわつてきました。その理由には、ホーリネス信仰の継承を目指すという意図があったのですが、名称の問題も含めて、ホーリネスの主流という意識があつたことも否めません。戦賛告白との関係で言えば、正統信仰の自覚が皇國臣民の正統性と混同して、弾圧時の裁判で旧きよめ教会を切り捨てる発言をしたと、この解説でも再三言及していますが、その正統信仰の自覚と私たちの教団の主流意識には相通じるものがあります。そして今日に至るまでも、分裂や弾圧、そして名称等についての、旧きよめ教会系諸教派の人々の心情に対し、私たちの関心と理解は不充分なものでありました。これらのことからも、私たちの体質は変わつてはいないと言えるでしょう。

ですから、これまで「一九〇一年創立」としておきながら、最近議論されたように、今後は「日本ホーリネス教団は戦後創立の教会である」と言ったところで、問題が解決されるわけではなく、むしろ責任を放棄することにもなりかねません。「一九〇一年」にこだわるのであれば、第三章「『戦賛告白』の趣旨」でも述べたように、私たちの教派としての在り方を問いつつ、歴史の検証を行う必要があります。

これは先達の宣教の一つの結実であることを表明するものです。私たちの教団がその中心であるという意識ではありません。

9 《宗教法案》

一八九九年（明治三十二年）から何度も帝国議会に提出された法案。その趣旨は国家による宗教管理。これに対して中田重治は、日本基督教会（旧日基）と共に反対し、同調しなかつた教派を批判しました。同調しなかつた教派は、キリスト教が他宗教と同列と認められることを評価したためで、当時の日本でのキリスト教の立場の厳しさを知ることが出来ます。

「該法案中で、キリスト教に関する部分は大いに研究して、訂正せねばならぬ点が査〔しら〕ぶれば査ぶるほど多くなつて居る。いまここで発表する自由をわれらは有していない。しかしあのままで法律となつて施行せられては、キリスト教運動にとりて大打撃である。これは教役者信者を問わず大いに研究せねばならぬ」（→五九頁）^①。

「予が該法案に反対する理由はいくつもあるが、最も強く反対する点は、信者が自由に伝道する」とができなくなるという点である。かくいうのは聖書に基づくのである。われらはただ聖書の示すところに従う者である。聖書に反することをばいかなることでも受けるわけにはいかない」（→六〇頁）^②。

① 「きよめの友」第一〇三二号、一九二六年（大正十五年）一一月一一日発行。

② 「きよめの友」第一〇四八号、一九二七年（昭和二年）三月三日発行。

後に、この法案は廃案となります。

10 《宗教団体法案》

一九二九年（昭和四年）に宗教法案からその名称と内容を変えて提出された法案。その趣旨に大きな違いはありません。これについてもホーリネス教会は、旧日基と共に反対しました。一九二九年（昭和四年）二月一八日に開かれた、対宗教団体法案各派基督教徒大会での中田重治の演説から引用します。

「信仰のことは門外漢〔文部大臣、知事、警察を指す〕には分からぬのだ。それにその門外漢が宗教に手を触れるというのだから、この法案が通過すれば、必ずや政教の紛糾を生み出すことは、火を賭るよりも明らかなのだ。（中略）憲法を見ると、一般的の場合は皆『法律の範囲内に於いての自由を有す』となつて居る。しかし、信教の自由に関する所だけは、前弁士も述べられた二つの制限を置いて、信教の自由を与えて居るのであって、法律の範囲内に於いて信教の自由を有すとはないのである。だから、この法案のごときは文部当局が如何に強弁しても、憲法の与えて居る自由に干渉するものと解せずには居られない」^①。

① 「福音新報」第一七四七号、一九二九年（昭和四年）二月二一日発行。戸村政博編「神社問題とキリスト教」所収、一九九頁、新教出版社。

11 『神社参拝の強要に対し…』

国家神道によつて天皇制の浸透を図ろうとした国家は、神社は宗教ではないと主張しましたが、ホーリネス教会はこれにも反対しました。同じような考え方は、戦後の靖国法案にもあらわれています。

「神社は宗教であるかいなやと、ずいぶん論議しているようである。政府では行政と制度上宗教ではないとしている。さればいわゆる宗教をば文部省管轄とし、神社をば内務省管轄にしている。お役人の頭では、かくすればなんびとも神社を宗教でないと思うと考えているらしい。（中略）ホーリネス教会では去る大会において、神社は宗教なりと決議した。これを遠からず公に声明するつもりである（後略）」（↓六一頁）①。

① 「きよめの友」第一二二三号、一九三〇年（昭和五年）五月一日発行。

友の愛

第一回 第二十三号 本週毎刊

研究会と基督教の問題	中田重治
ヤンとサイン	ダニエル・スティール
一日一訓	米田生
詩篇四十五篇	(牧教筆記)
日曜學課	T.Y. 生
ヨシニア契約を新にす	
道内一巡記	藤久真吾
台灣南部傳道	安部生
京都通信——淺草天幕傳道報	
消息——廣告	

神の言を語れ
リチャード・ウィーバー
リヤード・ウイーバー
ヤンとサイン
ダニエル・スティール
一日一訓
米田生
詩篇四十五篇
(牧教筆記)
日曜學課 T.Y. 生
ヨシニア契約を新にす
道内一巡記 藤久真吾
台灣南部傳道 安部生
京都通信——淺草天幕傳道報
消息——廣告

基督宗教を新にす
といふ大學教授が自分の著書で不敬
事件を持て居る。世は種々だ。
神道も魚釣と同じで多く捕れば勝た
ずして基督教徒を不忠たりをした非上
げて居ないものが澤山ある。予
は今日まで幾度か加入を勧めら
れて居ないもののが澤山ある。予
はつて其度毎に勧めて來て居る
のである。されば當分加入せ
ずに行きの態度で居る積である。
我等の群の中に何故この聯
盟に加入せぬかと問へる人もある
から、前述の事の外には理由がな
いと言明しておく。他日加入の
人が起る時には加入するかも
知れない。

ホーリネス主義の教義である
自由メソヂスト教會は過般其に
加入了した。該聯盟の或重なる人
は我等のやうな團體が續々加入
親切に持かけてくれた。
我等は勿論主にありて一致す
る事に賛成する。しかし諸教會
が同一化物が其際にひそ
んで居りはせぬかと掛念する。我
は我等のやうな團體が續々加入
するなれば聯盟の靈的空氣をよ
くする爲によりから加入せよと
思ひて福音教をして宗敎でないなら
ば基督教も一つの神社並に取扱ふて貰
ふなれば世話をなくてよい
花火式の神話は天の中途までとく
派手な基督教は薄荷の如し。年月經
に従ひ、香が失て、遂には無なる。
舊教は聖書外の餘分の者までも信じ
近世派は當然信すべき者までも信じ
ず純福音派は信すべき者と信じ
宗教々師とならずに證入となれ。

日本基督教の大會では不必
へられて居る。殊に基督教徒と
して對政府又は對社會の問題が
起る時には眞に重責なる機關で
ある。
問はず諸教會は大なる便宜を得
て居る。其は該聯盟は傳道事業の
に重を置かずして社會事業の方
面を高調するとの事を責任ある
人から聞いた。もし其が事實で
あるとすれば救靈のために一切
を投じてかゝつて居る教會と
して居ない。基督教會中で加盟
してはとても加入する譯には行
かない。されば當分加入せ
ずに行きの態度で居る積である。
我等の群の中に何故この聯
盟に加入せぬかと問へる人もある
から、前述の事の外には理由がな
いと言明しておく。他日加入の
人が起る時には加入するかも
知れない。

神教法案中で基督教に關する部
分は大に研究して訂正せねばな
らぬ點が査ふれば査ぶるほど多
くなつて居る。今こして發表す
る自由を我等は有して居ない。
しかしあの儀で法律となつて施
て、宜しく正道を歩んで黨々と
輪争すべしである。

宗敎法案の研究

支の死

行 事 日 本 国 每

號三十百二千第一

神社は宗教なり	中田生
ビリビロナイ書解(第三回)	米田生
春仕の能力(第三回)	中田生
伊エス王として迎へらる(第三回)	ロバーフ
神社の固有性	カーリネス大會記
基督教の解説(第三回)	米田生
名古屋怪信——八王子より	金森先生の私信
敬界見聞小話——京急	春仕の私信
基督教學院報——監母局報	基督教の私信

神社は宗教なり	中田生

神社は宗教なり	中田生

神社は宗教なり	中田生

D. 戦前の歩みの批判

しかしそれにもかかわらず私たちの教会は、『日本の軍国主義と、それを支えた天皇制については、それを批判することなく、むしろ支持をしました（12）』。教会は、当時の日本が犯した『侵略』という過ちにも気づかず（13）に、『天皇の名による戦争を「聖戦」と呼び（14）』、『「皇室中心主義」や「敬神尊王」（15）などと言つて、その『過ちを信仰の事柄と交錯し、支持をしました（16）』。そして、私たちの教会の『アジア諸国への宣（17）教』は、宣教がその純粋な動機であつたとは言え、その働きは『日本の植民地政策に追随するものでありました（18）』。

12 『軍国主義と、それを支えた天皇制については…支持をしました』

神社問題や宗教法案の問題などは、国家権力がその力を行使するために、天皇制を利用して、言葉巧みに国民全体を取り込もうとしたものです。その神社問題や宗教法案に対して教会は反対の姿勢をとったのですが、それ自体非常に宗教性を帯びた天皇制については、ホーリネスばかりでなく、日本のキリスト教界全体が無批判であつたことは、注意すべきことです。

昭和「元年」のきよめの友には、大正天皇「崩御」に対する哀悼と、昭和天皇への祝福を祈る言葉が載せられています（→七〇頁）^①。

しかも、今日も皇室、皇族に対する変わらぬ愛敬の念を持つ人々が、弾圧の経験者の中にもいるわけで、天皇制とのかかわりは、後の弾圧時の教会ばかりでなく、今日の教会の課題でもあります。

① 「きよめの友」第一〇三九号、一九二六年（昭和元年）一二月三〇日発行。

13 『侵略という過ちにも気づかず』

もちろん国家の情報統制の影響もあります。南京や上海などへ日本軍が侵攻した際には提灯行列をしました。その写真も当時の機関紙に載っています。「きよめの友」第一六〇五号には、上海陥落を祝う、「皇軍大勝」と書いた大きな行燈を先頭にした提灯行列の写真（→七一頁上）。同第一六〇七号には、宮城に向かって君が代を歌う一隊の写真（→七一頁下）。同第一六一一号には、「祝 南京陥落」と書かれた大きな看板が、提灯やイルミネーションやリボンなどに飾られている写真（→七二頁上）が、それぞれ掲載されています。

以上は、分裂後のきよめ教会のものですが、日本聖教会の牧師にも、南京での虐殺など知らずに提灯行列をしたという、痛みを感じながらの証言があり、事情は同じでした。また日本聖教会はこの時期に、

「我等は確かに信ずる。神は我が日本帝国とその軍隊を用いて、此間違つたる方針の下に四億の民衆を引き込みて、東洋の平和を脅かさんとする南京政府とその手先となれる軍隊に、天よりの應懲を加えついたまうのである。されば神を信じるクリスチヤンたる者は、日本の信者はもちろん、支那の信者も否全世界の信者は皆悉く、この深き神意を自覚して、皇軍が速やかに所期の目的を達成し、東洋に、速やかに平和の基礎が固めらるるよう熱心に祈るべきである」（→七二頁下）^①

という文を出しています。

① 「靈光」第一七六号、一九三七年（昭和一二年）一一月一一日発行。

また、敗戦直後の文書などからは、日本軍の侵略行為などについて、薄々は感じ取られていたと考えられます。その文書については後述します。

14 『天皇の名による戦争を「聖戦」と呼び』

日本中が戦争のことをこう呼んでいましたが、教会の中でもそのように言わっていました。戦時下の資料になりますが、以下のように書かれています。

「大東亜戦争は大義名分に於て既に堂々たるものがある。暴戾なる圧迫に対して存立上やむを得ず起上がった正義の軍〔いくさ〕であり、東洋平和の為であり亜細亜民族解放の為の聖戦である」

(→七三頁)^①

15 『「皇室中心主義」や「敬神尊王」』

このことの根拠となつたのは、《すべての人は、上に立つ権威に従うべきである。なぜなら、神によらない権威はなく、おおよそ存在している権威は、すべて神によつて立てられたものだからである（ローマ一三・一）》というみ言で、機関紙にしばしば引用されています。

一九三二年（昭和七年）には、総会決議として次のような文が載っています。

① 「鎧光」第四〇三号、一九四一年（昭和一七年）三月一九日発行。

「我等基督信者は聖書の教ふる敬神尊王の本義に基き皇室中心主義を守り、唯一神信仰に反する一切の礼拝及び一切の不法運動を排す」（→七四頁）^①。

この「唯一神信仰に反する一切の礼拝」とは神社参拝への反対の表明です。その脈絡の中で「皇室中心主義」が訴えられているのは、注目すべきことです。つまり、他宗教に対しても潔癖な信仰態度を持つものが、偶像礼拝の危機にあるわけで、これは今日の教会の課題でもあります。

16 《過ちを信仰の事柄と交錯し、支持をしました》

「なお四十一章〔イザヤ書〕のみことばによれば、東より起ころ人は向ふところ敵なき勢いで諸国を征服するとあり、東から西へ西へと、大陸に向かつてグングン伸びて行くことを預言してある。これは海軍のことではない。大陸に向かつて武力をもつて発展して行くのである。而して最後ににせキリストに組する王たちを抑えつけるのである。私はいたずらに日本の大陸政策を謳歌するのもなければ、軍部に阿諛〔あゆ〕しておるのでない。これも聖書の光なれば、かく言ふのである」（→七五頁上）^②。

「然るに日本はいにしえより御人格により治められてきた國で、近ごろのいわゆる皇道、王道をもつて治められた國体である。∴今こそ日本は西洋諸国のように憲法を制度化し、立憲君主政体であるが、昔は

① 「きよめの友」第一三〔四六号〕、一九三二年（昭和七年）一一月一七日発行。

② 中田重治「聖書より見たる日本」一一四頁以下、東洋宣教会ホーリネス教会出版部。なお、「米田勇編『中田重治全集』」いのちの」とば社」では第二卷一二二頁以下。

すべ治めたもう一人格者によつて國が治められたのである。この御方が家長また國首となられ、その下に國民は絶対服従をもつて奉公尽忠の醇風をなしてきたのがわが國の國柄である。

この國風は、また聖書が教えるところと一致するものであつて、聖書には『上にありて權をもてる者にすべての人々従うべし』：僕たる者臣民たる者は自分の都合から割り出して服ふべきでなく、何がなんでも服ふべきであつて、帝國憲法の冒頭に、『天皇は神聖にして侵すへからず』とするされるとおり、臣民たる者はこのおかたに絶対にお従いすることがわが國建国以来の國是である。…そのことについては、聖書に明白に記されている。聖書くらいわが國体と合致したものはない。（中略）

聖書に『これにいのちあり』とあることく、真理を人格化し、そのおかたの詔勅に従つて治められてきた國である。されば聖書におけるヨハネの言い表しかたとわが國体とは全く一致するのである」（→七五頁下）^①。

ここに引用したものは、教会の分裂時期のもので、このような聖書解釈が分裂の引き金となつたのですが、むしろここで取り上げておきたいことは、中田重治の国粹主義的な思考です。

明治、大正期の機関紙には、明確には表れていないのですが、ここに完結した感があります。もちろんこれは、中田個人のものではなく、このような聖書解釈でなくとも、教派を問わず当時のキリスト者が一般的にもつていた感情です。

① 中田重治「民族への警告」八〇頁以下、東洋宣教会ホーリネス教会出版部。『同全集第一巻』一二三〇頁以下。

「我等は日本人である。一旦緩急あれば祖国の為にほこを取つて立つべき臣民の義務を承知して居る」
(→七六頁) ①。

米田豊の文にも、このように教育勅語を地で行つてゐるものがありますが、信仰への圧迫には耐えられても、非国民と呼ばれることには耐えられなかつたわけです。ここにも天皇制の影響を見ることが出来るでしよう。

17 『アジア諸国への宣教は』

分かる範囲では、一九〇四年（明治三七年）頃に中田は大陸へ伝道旅行をしており、機関紙上でも海外での伝道の必要性を訴えていました。もつとも「先ず、満鮮に居る同胞に伝道すべきである」と、日本人への伝道を第一に考えていましたが、樺太、台湾、ブラジルも視野に入つていました。

また、当時の日本人は、朝鮮や中国の人々を蔑視するような教育が学校でもなされていたということですが、それに比べると中田はかなり同情的であつたようです。

「愛する兄姉よ、渡韓後ひとしお靈魂を愛するの愛を増し加えられ候。無知無氣力の韓人をば容赦もなく日本人がいじめ散らし居るところを見る度毎に、實に可哀相に思い候。彼等は今後とも國家を形造るこ

- ① 「きよめの友」第九〇八号、一九二四年（大正二三年）六月一六日発行。
② 「きよめの友」第八二五号、一九二三年（大正一一年）七月一七日発行。

と能はざるべし。但し神國の民となり得る人に候。かかる亡國の民に福音を伝えること實に大切に候」^①。

18 《日本の植民地政策に追随するものでありました》

いわゆる植民地伝道には、民族主義的な思考が働いていたことも否めません。

「日本国民は、毎年六〇万人も殖えて行く。神はこの民のために必ず安全に移植するところを備えて置き給う事と信じる」（→七七頁）^②。

「日本民族は、一年間に六〇万人余増加しておる。これは我が国にとりて実に大問題である。かく繁殖する民は、勢い其はけ口を見出すのが当然である。あちこちに於ける排日の原因もその一であるだろう。予は左の二の理由をもつて殖民教化を高調するものである。

一、非常なる繁殖力を有する大和民族をして世界の何処に行つても優良なる民族たらしめるため。
二、この民族を一日も早く神の恩恵に浴せしめんがため、出来るだけ新開地に移住せしむる事。
かくすれば殖民教化なるものは、教化の上からも国家の上からも実際に大切なものである」

（→七八頁）^③。

① 「焰の舌」第九一号、一九〇四年（明治三七年）六月一〇日発行。

② 「きよめの友」第八二五号、一九二二年（大正一一）七月一七日発行。

③ 「きよめの友」第九一〇号、一九二四年（大正十三年）七月一〇日発行。

また、時間的には前後しますが、次のような文があります。

「朝鮮基督者の使命　：彼等「朝鮮人を指す」は元来平和の民である。神は今日まで彼等を養い保ちおかげ給いしは、深き聖旨がある事と思う。揆理のうちに朝鮮国は滅んだ。（中略）予は主の栄光のために朝鮮の兄弟たちに誓告する。我等は今同一の君主のもとに同一の政府の下におるものである。さればあくまで忠良なる国民でなければならぬ」（→七九頁）^①。

① 「焰の舌」第三五九号、一九一三年（大正二年）八月二一日発行。

友の歴史

行發日十三月二十年元和昭

第一千九百三十一年九月一日

に祝福を
リチャード、ウイバー(七)
一日一訓　米田生
敬虔を　星よ　たかし
小原兄の巡迴記
基督教者生活の標準
臺灣岡山より　甲府通信
求職　消息　廣告

聖前の生涯(我執筆記)
日曜學課　T・Y生
大立物リース父子が來られて賀
に恵まれたる集會をする事が出来た。其反響は米國にも行なつた。
リース兄は日本ホーリネス教會を自らして世界で珍らしい純なる
者である。大學に學ぶところがあると、過る頃開かれたビリグリ
ムホーリネス教會の總會席上で吹鳴したものであるから、遂に満場一致で来る教會の年會に監督コクス兄を交際委員として應々派遣する事となつた。

去四月の我が教會の年會は實際惠に充ち溢れたものであつた。今年もまた申してもよい。今後もあの調子で行くなれば年中行事の事などは實に歡喜と感謝に溢るほどである。あれから今憶出して最も實に歡喜と感謝の聲が響くのである。神の御祝福豊ならんことを祈り奉る

謹みて

大行天皇陛下の崩御を哀悼し奉る

神の御祝福豊ならんことを祈り奉る

我が教會の靈的狀態が著しく變化した。年中行事の事などは實に溢るほどである。あれから今憶出して最も實に歡喜と感謝の聲が響くのである。神の御祝福豊ならんことを祈り奉る

我が教會の靈的狀態が著しく變化した。年中行事の事などは實に溢るほどである。あれから今憶出して最も實に歡喜と感謝の聲が響くのである。神の御祝福豊ならんことを祈り奉る

我が教會の靈的狀態が著しく變化した。年中行事の事などは實に溢るほどである。あれから今憶出して最も實に歡喜と感謝の聲が響くのである。神の御祝福豊ならんことを祈り奉る

我が教會の靈的狀態が著しく變化した。年中行事の事などは實に溢るほどである。あれから今憶出して最も實に歡喜と感謝の聲が響くのである。神の御祝福豊ならんことを祈り奉る



きよめ教會を擧げて

再度の慰問袋献納計畫

來年一月末迄に一萬個の豫定

に支那事變勃發向に我よきよめ教育では、田中義憲の指揮

め教育では、田中義憲の指揮第一回の慰問袋献納は他に先じて

行ひ、多大の成果を納むる。職地の職長方からも大に感謝せられたる處であった。その後に

三皇軍は、三連進歩の御賜深く

廣く各地に勧告し、難以て進

樂してゐるが、日本事變の到來には尚相當の日本を要する

ものと見なければならぬ。然るに今や我が忠臣なる將兵たる者は、非

常な敵対と闘ひ、あらゆる不便を忍びつゝ我國民の反戰にあつ

て勇奮力顯著まことに奉仕

て益つて居らるる。

此の事を思ふ時勿論國事を舉げての交戦時なれば、我々としても夫々の立場に於て國を報しては居るもの、何といつても夫々我等は、肉體的にも精神的にも蒙る所である。

三連進歩の御賜深く

廣く各地に勧告し、難以て進

樂してゐるが、日本事變の到來には尚相當の日本を要する

ものと見なければならぬ。然るに今や我が忠臣なる將兵たる者は、非

常な敵対と闘ひ、あらゆる不便を忍びつゝ我國民の反戰にあつ

て勇奮力顯著まことに奉仕

て益つて居らるる。

此の事を思ふ時勿論國事を舉げての交戦時なれば、我々としても夫々の立場に於て國を報しては居るもの、何といつても夫々我等は、肉體的にも精神的にも蒙る所である。

三連進歩の御賜深く

廣く各地に勧告し、難以て進

樂してゐるが、日本事變の到來には尚相當の日本を要する

ものと見なければならぬ。然るに今や我が忠臣なる將兵たる者は、非

常な敵対と闘ひ、あらゆる不便を忍びつゝ我國民の反戰にあつ

て勇奮力顯著まことに奉仕

て益つて居らるる。

此の事を思ふ時勿論國事を舉げての交戦時なれば、我々としても夫々の立場に於て國を報しては居るもの、何といつても夫々我等は、肉體的にも精神的にも蒙る所である。

三連進歩の御賜深く

廣く各地に勧告し、難以て進

樂してゐるが、日本事變の到來には尚相當の日本を要する

ものと見なければならぬ。然るに今や我が忠臣なる將兵たる者は、非

常な敵対と闘ひ、あらゆる不便を忍びつゝ我國民の反戰にあつ

て勇奮力顯著まことに奉仕

て益つて居らるる。

此の事を思ふ時勿論國事を舉げての交戦時なれば、我々としても夫々の立場に於て國を報しては居るもの、何といつても夫々我等は、肉體的にも精神的にも蒙る所である。

のバプテスマと盈

トの心を宿すが故

心なる者となり

となる。ホーリー

通されたり

分かれたり

問にあり乍ら救

難と妥協し、其協同勢力を以て日本に

抗争せんとして起つたのである。之

が即ち各共抗日の彼等の陣容である。

南洋艦隊との安祖は表面も角、其内

に出來る史の事を語らばばならぬ

ばならぬと共に、その勞を聽く爲

所謂基督教の

靈魂を主に

おもては神と

神と交際する事

を認識する上に於て我等基督教者は誰に

も劣る者であつてはならぬ。

時局と基督教

今回の日支事變に關し其正しさ眞義

を認識する上に於て我等基督教者は誰に

も劣る者であつてはならぬ。

國內にて共産軍と抗争しあつた

南京政府が急に其態度を更し、共産

黨と妥協し、其協同勢力を以て日本に

抗争せんとして起つたのである。之

が即ち各共抗日の彼等の陣容である。

南洋艦隊との安祖は表面も角、其内

に出來る史の事を語らばばならぬ

ばならぬと共に、その勞を聽く爲

所謂基督教の

靈魂を主に

おもては神と

神と交際する事

を認識する上に於て我等基督教者は誰に

も劣る者であつてはならぬ。

今回の日支事變に關し其正しさ眞義

靈

光

行發日九十月三十日年七十和昭

「我等の兄弟は、燕の血および己が譲せし所の音に因りて歌ひて、彼等は死に至る迄其生命を惜まざりき」

(昭二〇・一)

日本精神と基督精神は多の點に於て共通し又相扶持して居る。日本精神が滅私公公を高唱すると同様に基督精神は犠牲身を力説する。主の爲め兄弟の爲に生命を捨てて奉仕する基督精神は、物質主義個人主義自由主義の歐米よりも却て君の爲め國の爲に己を捨てゝ頗る日本精神に於て其類型を見る。日本精神は基督精神を加味して更に輝きを増すであらうし、基督教者は日本精神に於て大いに鼓舞する所があるのである。

第一に
摶心の體法、體當りの攻撃法は日本人ならでは出来る事である。爆弾三勇士の如き、其後も飛行爆弾によって見たい。

摶心の體法、體當りの攻撃法は日本人ならでは出来ぬ事である。爆弾三勇士の如き、其後も飛行爆弾を以て體當りで攻撃する者、被組み出て居る特別攻撃隊の勇士等も皆自ら捨身でかゝつて居る。上官は牧容の方策を講じて許されといふが、本人等は初めから生還を期せぬ特別攻撃を前想計画し、其爲に猛訓練、平常として之を行なった「海行かば水づく屋」の歌である。

眞珠灣特別攻撃隊の記事を讀みて、露疑はぬ必勝の信念を實地に行つたのである。廿四歳の青年は、古田繁佐少佐の談だ。「君の爲め何か惜まん若櫻、捨てゝ甲斐ある命なりせば」とは、昔の宗良親王の「君の爲め世の爲め何きか惜からん、捨てゝかかる生命なりせば」の古歌と通ずるものであり、古今を通じて感動する。年將校古田繁佐少佐の談だ。「君の爲め何か惜まん若櫻、捨てゝ甲斐ある命なりせば」とは、昔の宗良親王の「君の爲め世の爲め何きか惜からん、捨てゝかかる生命なりせば」の古歌と通ずるものであり、古今を通じて感動する。精神を表します。

バウロが「われら何處へ往くにもイエスの死を身に負へり」と斯て死は我等に勤き生は汝等に勵くなり(再後四十一一二)といひ、又主が「生命を保全せんとする者はは之を失ひ、我のために此生命を失ふ者はは之を得られければ也」(太十六・九)と傳せられたれば、同様に民衆の身上に表はるべきをいつゝ精神が信仰の上に表はるべきをいつゝ言ふのである。エヌアルが其同胞の敵の九勇士の記事を讀んで特に感じた二三の事を、連想した聖言と共に記して見たい。

大英戦争艦隊の頭領、有志眞珠灣に於ける特殊潜航艇によれる特別攻撃隊の九勇士の記事を讀んで特に感じた二三の事を、連想した聖言と共に記して見たい。

第一に

摶心の體法、體當りの攻撃法は日本人ならでは出来ぬ事である。爆弾三勇士の如き、其後も飛行爆弾を以て體當りで攻撃する者、被組み出て居る特別攻撃隊の勇士等も皆自ら捨身でかゝつて居る。上官は牧容の方策を講じて許されといふが、本人等は初めから生還を期せぬ特別攻撃を前想計画し、其爲に猛訓練、平常として之を行なった「海行かば水づく屋」の歌である。

眞珠灣特別攻撃隊の記事を讀みて、露疑はぬ必勝の信念を實地に行つたのである。大東亜戦争は大義名分に於て既に堂々たるものがある。暴虐なる匪徒に對して存立止むを得ず起上つた正義の軍であり、東洋平和の爲であり追つて對して存立止むを得ず起上つた亞細亞民族解放の爲の軍隊である。天主の爲め世の爲め何きか惜からん、捨てゝかかる生命なりせば」の古歌と通ずるものであり、古今を通じて感動する。精神を表します。

バウロが「われら何處へ往くにもイエスの死を身に負へり」と斯て死は我等に勤き生は汝等に勵くなり(再後四十一一二)といひ、又主が「生命を保全せんとする者はは之を失ひ、我ために此生命を失ふ者はは之を得られければ也」(太十六・九)と傳せられたれば、同様に民衆の身上に表はるべきをいつゝ言ふのである。エヌアルが其同胞の敵の九勇士の記事を讀んで特に感じた二三の事を、連想した聖言と共に記して見たい。

第一に

摶心の體法、體當りの攻撃法は日本人ならでは出来ぬ事である。爆弾三勇士の如き、其後も飛行爆弾を以て

體當りで攻撃する者、被組み出て居る特別攻撃隊の勇士等も皆自ら捨身でかゝつて居る。上官は牧容の方策を講じて許されといふが、本人等は初めから生還を期せぬ特別攻撃を前想計画し、其爲に猛訓練、平常として之を行なった「海行かば水づく屋」の歌である。

最後に附加して置きたい事は、十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ば

る」といって下さる。

第二に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第三に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第四に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第五に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第六に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第七に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第八に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第九に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第十に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第十一に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第十二に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第十三に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第十四に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第十五に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第十六に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第十七に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第十八に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第十九に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第二十に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第二十一に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第二十二に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第二十三に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第二十四に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第二十五に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第二十六に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第二十七に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第二十八に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第二十九に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第三十に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第三十一に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第三十二に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第三十三に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第三十四に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第三十五に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第三十六に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第三十七に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第三十八に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第三十九に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第四十に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第四十一に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第四十二に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第四十三に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第四十四に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第四十五に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第四十六に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第四十七に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第四十八に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第四十九に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第五十に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第五十一に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第五十二に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第五十三に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第五十四に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第五十五に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第五十六に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第五十七に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第五十八に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第五十九に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

第六十に

十子架の戰士としての主の召を受けた者は唯「暮れる者の心を悦ばる」といって下さる。

聖書より見たる日本

中田重治著

本邦リス入教會出版部發行

中田重治著

民族への警告



E. 戦時下的歩みの積極的評価

さて、《昭和十五年戦争（19）》下、私たちの教会は、《治安維持法（20）》と《宗教団体法（21）》によって本当に《弾圧（22）》され、《解散（23）》を余儀なくされました。そしてその信仰のゆえに命を奪われた牧師たち、《裁判で命懸けの証言をして信仰を貢いた牧師たち（24）》、解散させられたために、社会的にも経済的にも困難な事態に陥りながらも信仰を守り続けた牧師家族や信徒たちのように、試練を乗り越えた先達の信仰の戦いによつて、今日の私たちの教会があることは、神の守りの聖手が加わつていためであると信ずるものです。

19 《昭和十五年戦争》

満州事変（一九三一年、昭和六年）から敗戦（一九四五年、昭和二〇年）までの約一五年間を指しますが、特に日本の戦争責任を明らかにしようとする場合に用いられる表現ともいわれます。ちなみに、「太平洋戦争」という言い方よりも「大東亜戦争」は日本よりの言い方などとも言われますし、日本のアジアへの侵略を明らかにするために「アジア太平洋戦争」という言い方も増えていきます。

20 《治安維持法》

はじめは国体護持のために、共産主義を取り締まる目的で制定（一九二五年、大正一四年）された法律ですが、後に全面改定（一九四一年、昭和一六年）され、宗教団体も取り締まりの対象とされました。

第一 条 国体を変革することを目的として結社を組織したる者または結社の役員その他指導者たる任務に従事したる者は、死刑もしくは無期もしくは七年以上の懲役（後略）

第七 条 国体を否定し、または神宮もしくは皇室の尊厳を冒涜すべき事項を流布することを目的とし

て結社を組織したる者または結社の役員その他指導者たる任務に従事したる者は、無期または四年以上の懲役に処し、情を知りて結社に加入したる者または結社の目的遂行のためにする行為をなしたる者は、一年以上の有期懲役に処す

特にホーリネス教会が問われたのは、この第七条です。「国体の否定」という、本人の意志にかかわらず、人の思想に入り込んで取り締まつたのがその特徴であり、恐ろしい点であります。弾圧時のホーリネス系の牧師たちが、自分たちの信仰が治安維持法に抵触すると思ってもみなかつた理由の一つは、この法律の性格にもよると考えられます。

この法律と、裁判の問題点と、ホーリネスの牧師の信仰の戦いについては、ここでは略しますが、千代崎秀雄牧師の解説（車田全集）をご参考下さい。《治安維持法に問われて》に気づきませんでした（35）』の項もご覧下さい。

21 《宗教団体法》

一九三九年（昭和一四年）について成立し、一九四〇年（昭和一五年）四月に施行されます。宗教法案の時代から反対し続けたホーリネスや旧日基も、この時には反対しませんでした。特にホーリネス教会が問われた主な条文は以下の通りです。

第一六条 宗教団体または教師の行ふ宗教の教義の宣布もしくは儀式の施行または宗教上の行事が安定秩序を妨げまたは臣民たるの義務に背くときは主務大臣はこれを制限しもしくは禁止し、教師の業務を停止または宗教団体の設立の認可を取り消すことを得

「安定秩序」とは、明治憲法の「信教の自由」と同じ制限であり、つまり、國家（文部省）の管理下に宗教団体がおかれたことを意味します。

22 《弾圧》

弾圧についての証言は、「ホーリネス・バンドの軌跡（ホーリネス・バンド弾圧史刊行会編、新教出版社）」（以下「軌跡」と略）に、最も多く収録されているほか、牧師あるいは教会が出版した自伝や記念誌にも貴重な記録が多くありますので、そちらを参照していただきたいと思います。

23 《裁判で命懸けの証言をして信仰を貫いた牧師たち》

「命懸けの証言」は、主に車田秋次の予審調書、菅野鋭の訊問調書によります。

「かように原則として国の法律は道徳の上にまた神の律法の上に立つておるものと見るべきであります
が、聖書の律法と国の法律と矛盾する場合があつたとすれば、その時には国の法律以上に神の律法に従わ
なければならぬのであります。結局殉教するほかないのです」^①。

このような証言に、私たちが注意深く耳を傾ける時に、国の法律の下にあるキリスト者の生き方について

① 「車田秋次被告予審調書」、『車田秋次全集第六巻』三七七頁、いのちのことば社。

ての、一つの指針を見出すことが出来るでしょう。

この戦責告白には、このように自らの歴史に対する積極的評価がかなり含まれていますが、それは戦責告白文としては異例のことです。それでも積極的評価が足りないという意見がありました。その「積極的評価」について敢えて一言ふれておきます。

まず「調書」とは、検事や刑事が書き留めた言葉であることに留意しなければなりません。多くの牧師の証言に、調書の中に自分が話してもいい事柄が記されており、その点について反論しようものなら暴行を加えられたとあります。つまり調書には、牧師の意志が正確に記されているとは言えない部分があります。《神社参拝を行い（31）》の項に引用してある、「弁論要旨」をご覧下さい。そして、当局側は国体を否定するような言葉をその中に盛り込みたいわけですが、国体を否定するような表現というのは、聖書の神だけを信じ、天皇や神社参拝を退けるような、信仰的には立派な言葉になります。ですから、調書をそのまま読んで、「命懸けの証言」と私たちは言えないのです。

誤解のないように付け加えますが、このことは、車田牧師や菅野牧師の証言は偽りであるとか、過小評価すべきだということではありません。非常に貴重な資料であり、非常に有益な信仰の言葉が記されています。ただ、調書を読むものが、かなり厳しい目をもって歴史を振り返らなければ、真実を見失う恐れがあることを自覚しなければならないということです。そのような厳しい目による評価にも堪え得る先達の信仰の戦いを見出す時、私たちは教会とキリスト者を、試練の中でも守つて下さる神の真実に触れることが出来るのではないでしようか。

24 『解散』

具体的には、文部省が宗教団体法第一六条に基づいてなした、教会設立認可の取り消しと、内務省が治

安警察法第八条に基づいてなした、結社禁止処分です。

一般的に、ホーリネスの弾圧に関する国家権力というと、特高（特別高等警察）が思い浮かぶのですが、教会に圧力を加え続けてきたのは文部省であったことに注意すべきです。

後にホーリネス系の牧師に対し、辞任の強要や謹慎の通告が出されます。これらも直接的には日本基督教団から出されるのですが、それも文部省の指示に従つたに過ぎません。文部省から日本基督教団への通達と、日本基督教団から教区長、支教区長への通達（つまりホーリネス系教会への措置の指示）を併記します。この二つの通達の日付の違いは、わずかに一日です。

「発教九二号 昭和一八年四月七日

文部省教化局長

日本基督教団統理者殿

元日本聖教会及びきよめ教会派所属の教会及び宗教結社は、今般の宗教団体法第一六条及び治安警察法第八条第二項の規定により、教会設立認可の取消し及び結社禁止の処分を受けたるところ同教会又は宗教結社に在任したる教師等に対しては、左記によりそれぞれ適当なる措置及び指導を講ぜられ度

記

一 教師に対する措置

(イ) 教会主管者及び宗教結社の代表者に対しては、自発的に教師の辞任をなさしめ、之に応ぜざる時は、教師の分限を剥奪すること。

(ロ) (省略)

(ハ) 前二項に該当せざる教師に対しては、謹慎を命ずること。

二 今後の指導

(イ) 教師及び信徒 (省略)

(ロ) 教会及び宗教結社

情状により可及的速やかに更正を図ること」^①。 (以下略)

「總發一二六号 昭和一八年四月九日 日本基督教團總務局長鈴木浩二

一部の教会主管者及び宗教結社の代表者に対する指示は、自發的に教師の辞任を為さしむる手続きをとること。

- 一 前号に該当せざる教師に対しては、布教を中止せしめ教團より指示あるまで謹慎を命ずること。
- 一 教会及び宗教結社は、情状により可及的速やかに其の更正を図ること」^②。

発行されたばかりの「日本基督教團史資料集（日本基督教團宣教研究所教團史料編纂室編、日本基督教團宣教研究所）」第二巻には、これらの資料と共に、四月九日付の、統理者より関係教師への二通の通達文が掲載されています。その一通は、自發的辞任を求め、応じない場合は教師の分限を剥奪するというもの、もう一通は、布教の中止と謹慎を命じる内容です。

これは後の『日本基督教團・謝罪の意（57）』と関係しています。その項をご覧下さい。そのほか、この時期の日本基督教團の態度については、『日本基督教團・自己保身（40）』の項をご覧下さい。

① 高山慶喜「弾圧事件の記録」、『昭和の宗教弾圧』八〇頁以下、いのちのことは社。

② 辻宣道「天皇制下のキリスト教」、『嵐の中の牧師たち』九一頁以下、新教出版社。

F・戦時下の歩みの批判（a）

しかし、それ以前に私たちの教会は、「リバイバル（25）」（信仰復興運動）の経験によって進展しつつも、その後、再臨信仰で頭を、教理の理解の相違から、「同信の友と決別（26）」しました。そして、その後の宗教団体法案には反対の姿勢をもはや取り得ず、「教会合同の流れに組み込まれていきました。しかも、それ以前から教会合同の気運があつたために、宗教団体法を前にした国家権力の圧力に屈したにもかかわらず、教会はそれを信仰的な決断であると理解しました。こうして成立した日本基督教団に、私たちの教会も参加しました（27）」。またその過程において、同法によって天皇神格化を進める国家の圧力に屈し、再臨信仰に関する「教義を変更（28）」しました。そして「国策に従い（29）」、宮城選挙や君が代齊唱などの「国民儀礼（30）」や「神社参拝を行い（31）」、さらに「戦勝祈願（32）」、「皇軍慰問献金（33）」、「半島人微兵制度実施感謝式（34）」の開催などの戦争協力を進めました。

25 『リバイバル』

リバイバルについても、「軌跡」に証言が載つており、当時の様子を知ることが出来ます。当時の様子を冷静に見ていく証言も、数は少ないので、載っていますので、「ご覧いただきたいと思います。

26 『同信の友と決別しました』

私たちの間で、「分裂」と呼んで来た出来事ですが、その主な原因は、中田重治の教理的な脱線と言えます。しかし、この出来事は後の裁判でも重要な意味を持ち、教理面だけで正否の判断は出来ません。分

離時の信仰の正統性だけが語られてきましたが、その結果はキリスト教信仰と天皇制の交錯でした。詳しく述べるは『教義の変更(28)』の項をご覧下さい。

一九三六年の和協分離によって二派に分かれますが、中田重治の流れに属する教会が「きよめ教会」であり、日本基督教団成立の際は第九部となります。中田重治の意見に反対した車田秋次ら委員派などと呼ばれる教会が「日本聖教会」を名乗り、日本基督教団成立の際は第六部となります。私たちの教団の前身は、この日本聖教会です。

ちなみに、この出来事は、当時の読売新聞に計七回にわたって、「再臨騒ぎ」という連載記事として載っています(一九三三年(昭和八年)一〇月一九日から二七日付)。再臨を強調したことが、当時の燈台社(現在のものみの塔の前身)と同列であるかのように書かれています。また、中田重治の「聖書より見たる日本」が簡単に紹介され、「この書物には皇室中心主義を唱えているというので右傾派の思想家たちにも迎えられて声援を得ているという事実もある」などとも書かれています。

27 『教会合同の流れに・日本基督教団に、私たちの教会も参加しました』

日本基督教団の成立要因は大きく二つあると言われています。一つは戦賄告白文にもある、教会合同の気運が日本のプロテstant諸教派の中にあつたことです。それによると、日本基督教団の成立は、教会の内側に起きた信仰的な、しかも画期的な出来事ということになります。

もう一つは、これも戦賄告白文に記されている、宗教団体法による国家権力の圧力によるというものです。これによると教会はその自主性を失い、国家権力に追随した屈辱的な出来事ということになります。これら二つの要因について、どちらか一方だけが眞実とは言えませんが、私たちの教会の示した態度を通して、その問題点について考えてみたいと思います。

まず当時の機関紙からは、「この合同は不本意であるとの空氣を察することが出来ますが、以下のようない呼びかけがなされています。

「新体制〔すなわち諸教派の合同〕は現代日本の国策である。（中略）我等は時代の流れと妥協したとか或力に屈服したのではないなどという末梢精神的な考え方を捨て、時勢の赴くところやむを得ずといつたような諦観的觀念をも離れて、どこからこの要求なり叫びなりが起こったにせよ、すべての教会がそこに考えを致さねばならぬようになつたところに、神の授理のある事を認識し、自主的に合同に参加すべきである（後略）」（→一〇六頁）^①。

また信仰や伝道の方法の特異性のゆえに、侮られ除外されてきたと思うひがみから、割り切れぬ思いがある、また大教会に呑み込まれてしまうのではないか、などとも記されており、当時のホーリネス教会の教界での立場を窺い知ることが出来ます。つまりそれは、他の教派と、神学理解、聖書理解が異なるという次元とは、また別の溝があつたということです。

また、宗教団体法の成立は一九三九年のことですが、この時期の日本聖教会は、分裂後の会則変更と、宗教団体法による認可を得るための会則変更をしていました。その詳しい内容は、『教義の変更（28）』の項で取り上げますが、教義の変更を含めた認可の要請などは、明らかに宗教団体法の圧力によるものであり、先に紹介した当時の機関紙の呼びかけなどは、教会の屈辱的な選択を、「神の授理、自主的に合同」

① 「盈光」第三二六号、一九四〇年（昭和十五年）九月二二六日発行。

という言葉でかき消す働きをしていりと言わざるを得ません。

そして他教派の合同も、それまで難航していたにもかかわらず、宗教団体法成立の時期に立て続けに実現しました。それは宗教団体法施行後の一九四〇年六月、文部省が認可の基準を教会数五〇以上、信徒数五千人以上としたためです。また七月には軍隊的な呼称をする救世軍に対しスペイ容疑がかけられる救世軍スペイ事件が起きました。この事件も教会合同に拍車をかけました。ですから教会の合同は、教会の自主的で画期的な出来事とは到底言い切れるものではありませんでした。

厳しい言い方をすれば、教会の合同、日本基督教団の成立は、国家の圧力をかわすための自己保身の結果であったということになります。それは《神社参拝を行い（31）》の項で後述する神社参拝の問題とも共通していることですが、言い換えれば教会に対する「配慮」の結果でもあります。戦後、日本基督教団を離脱し、日本ホーリネス教団を旗揚げした時に紹介された、「沿革」の中の山崎亭治の次の言葉が、当時の教会の正直な気持ちであつたと思われます。

「かくて同年〔一九三三年（昭和八年）〕「日本聖教会」と「きよめ教会」の二派に分離し、日本聖教会は車田秋次氏を代表者として創立以来の信仰を持つつあつたが、昭和一五年日本に於ける新教各派合同の氣運に際して教会及び信徒の擁護の必要上、茲に日本キリスト教団第六部として参加したのであつたが……（後略）」^①。

① 「うぱいばる」第一巻第三号、一九四九年（昭和二四年）九月一〇日発行。

いずれにせよ日本の教会は、国家の圧力に屈しつつも、自らの信仰的決断によるという自負を持ちなが
ら、教会の合同に踏み切りました。この動きを決定付けたのは、同年一〇月一七日に青山学院校庭で開か
れた「皇紀二千六百年奉祝全国基督教信徒大会」で、そこでは「我らは全基督教会合同の完成を期す」な
どと宣言されました。そして日本基督教団が成立したのは、翌年の六月のことです。

そして日本基督教団が発表した「日本基督教団戦時布教指針」から「綱領」を紹介します。これは日本
基督教団成立直後、すなわち私たちの教会が連なつていた時期のものです^①。

「綱領」

- 一、国体の本義に徹し大東亜戦争の目的完遂に邁進すべし
- 二、本教団の総力を結集し率先垂範宗教報國の悃を効すべし
- 三、日本基督教の確立を図り本教団の使命達成に努むべし」^②。

28 『教義の変更』

厳密には「会則の変更」ですが、会則の中の「教義」の項に変更があつたので、このように表現してい
ます。変更後の規則全文は残つていませんが、以下の資料から問題の条文に関しては再構築が可能です。

- ・藤川卓郎「車田秋次ほか十二名治安維持法違反被告事件弁論要旨（車田秋次「御靈の法則」所収）」、
『車田秋次全集第七巻』一〇一頁以下、いのちのことば社。（以下、「弁論要旨」と略）。

① 「教団時報」第二二二号、一九四二年（昭和一七年）一〇月一五日発行。戸村政博編、前掲書三四五頁。

- ・泉田精一「上申書」、『同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会編「戦時下的キリスト教運動」』二〇九頁以下、新教出版社。（以下「戦時下的キリスト教運動」と略）。
- ・機関紙「靈光」第一八五号、一九三八年（昭和一三年）一月六日発行。

さて、「教義」は二度変更されています。以下の通りです。

「日本ホーリネス教会」の会則（分離前）

第一条 四項 我らは主イエス・キリストが、栄光の貌（かたち）をもつて再来したもう時、聖徒は空中に擲え擧げられ、後、千年王国のこの地上に樹立せらるるを信ず。

「日本聖教会」の会則（分離後、第一回目の変更）

第五条 本教会は旧新約全書を悉く神の言なりと信じ、使徒信經に記されたる基督教基本教理を維持し、四重の福音の信仰をもつてその特色とす。

四項 我らは主イエス・キリストが栄光の貌（かたち）をもつて再来したもう事と、その時キリストに在り死にし者はよみがえらせられ、地にある聖徒は栄化せられ、ともに空中に擲え擧げられ、後、地上に神の國の樹立せらるべきことを信ず。

「日本聖教会」の会則（第二回目の変更）

第五条 本教会は旧新約全書を悉く神の言なりと信じ、使徒信經に記されたる基督教基本教理を維持す。

四項

我らは主イエス・キリストが栄光の貌（かたち）をもつて再来したもう事と、その時キリストに在りて死にし者はよみがえらせられ、地にある聖徒は栄化せられ、ともに空中に擲え擧げられ、後、神の國の来る事を信ず。

第一回目の変更は一九三七年（昭和一二年）のこと、「」での重要な変更個所は、「千年王国」が「神の国」となったところです。これは教会の分離直後のことですから、この時点での変更は、いわゆる中田派との違いを明確にすることが目的であり、その意味では当然の変更です。

しかし問題は、後の裁判で明らかになるように、教義的正統性の主張が、日本人としての正統性の主張に連動してしまったことです。言うまでもなく、この場合の日本人としての正統性とは、皇國臣民としての正統性です。

さきの「弁論要旨」によると、弾圧時の聖教会の裁判での戦術は、きよめ教会との違いを強調するというものでした。特高が再臨を問題にしていることが分かって来たために、きよめ教会の問題点を取り上げたのでした。

日本聖教会は、「千年王国」はユダヤ民族の民族的救いのことであつて、それを信奉するきよめ教会は誤っているとし、「神の国」は個人の救い、靈的秩序の完成、すなわち全く精神的なものであつて、治安維持法に抵触はしないと主張しました。つまり、キリスト教は、天皇神格化や神社参拝などと矛盾はしないという主張です。

第二回目の変更は一九四〇年（昭和一五年）のこと、「」での変更個所は、「四重の福音」と「地上」という言葉の削除です。これによって、信仰の「精神化」は一層進みました。この年は、宗教団体法が施行された年ですが、この法律によって当時の文部省は、プロテスタント諸教派の合同を迫ります。最終的にはそれが日本基督教団となるのですが、それまで各派は独自の認可を得るために規則を作成しました。その段階での変更が、第二回目のものです。それまで宗教法案、宗教団体法案に反対してきた教会は、この時は沈黙してしまいました。つまり、信仰の「精神化」は、国家権力への迎合となつたということです。

会則改正委員であつた安部豊造の証言を引用します。

「第一の改訂は、日本聖教会会則制定のときで、文部省の注意にはよらないが……第二の改訂は日本聖教会が単独の教団になるために会則制定の指導をうけていたとき文部省当局の注意があり、四重の福音の全文を訂正した。」^①

また、「この時の聖教会は、分離の影響もあり、再臨信仰については「下火」あるいは「破産状態」（千代崎牧師によれば「未整理状態」^②）であったと記されています。再臨信仰について語ることはタブー視されていましたが、「弁論要旨」の中に記されています。

「昭和一五年夏、函根「箱根」における修養会で再臨の問題が出た時、工藤が、空中挾撃後はどうなるかとの質問を発しましたのに、一番先輩であった菅野が、『そういうことは、だれにも解るものでない、解らないことを解つたように言うから、ああいう問題を起こすのだ』と叱つて、そのままになつたということです」。

自らの信仰を、明確に言い表すことが出来なかつた、つまり教会の信仰告白が曖昧であつたわけで、「聖書信仰」と言葉にこだわっていたはずでありながら、信仰告白という教会の言葉を持つていなかつたのは、

① 安倍豊造「聖靈行伝第六卷 悪より救い出し給え」一九五頁、キリスト新聞社。なおこの本は、抜粋されたものが「軌跡」四七八頁以下に収録されています。

② 「福音と世界」一九八五年七月号参照。

教会としては致命的なことがあります。「日本ホーリネス教団の信仰告白」が制定されたことは、一つの成果であります。今後どれだけこの教会の言葉を大切に出来るかが問われていると思います。それは学的な問いであると同時に、教会の歴史に私たちが学ぶこともあります。

前述のように、日本基督教団への参加などは、各教派にも言えることですが、国家の圧力によつたにもかかわらず、自らの信仰的な決断によるものと理解し、またそれが皇國臣民の正しい道と信じたのです。

天皇制の、教会に対する深刻な影響をみる思いがします。
これらの規則は、日本基督教団の成立によって消滅します。そしてその教団の規則にも、「皇國の道に従う」という文言が含まれており、教団内第六部となつた日本聖教会は、その機関紙にこの規則を載せたのでした。次の通りです。

「日本基督教団規則

第七条 本教団の生活綱要左の如し

- 一 皇國の道に従ひて信仰に徹し各其の分を盡して皇運を扶翼し奉るべし。
- 二 誠実に教義を奉じ主日を守り公礼拝に与り聖餐に陪し教会に対する義務に服すべし（後略）
(→一〇七頁) ①。

きよめ教会との違いの強調は、日本基督教団がホーリネス系教会を切り捨てた自己保身の態度と変わら

① 「靈光」第三八八号、一九四一年（昭和一六年）一二月四日発行。

ぬものでし、教義的正統性と皇國臣民としての正統性がひとつとなつていていたこと、つまり天皇制とキリスト教信仰が矛盾なく混在していたことも、日本基督教団と同じであることに注目すべきです。

29 『国策に従い』

日中戦争の始まった一九三七年（昭和一二年）頃から、文部次官や文部省宗教局長の名による通達がひつきりなしに届き、機関紙にはそれが掲載されています。内容は「国民精神総動員に関する件」^①、「国民精神作興週間実施方に関する件」^②など。国民精神作興週間の実施要綱には、

「国体の本義を明らかにし日本精神の体現を期すること」（→一〇八頁）

などと書かれています。これらは、ほんの一部分に過ぎません。

そのほか、紀元節礼拝、天長節奉祝など、季節ごとの通達の数もおびただしい量にのぼり、その指示内容も細かいものです。例えば、通達に答えるかたちで、銃後後援強化週日曜礼拝式執行のための礼拝プログラムと、祈祷文が掲載されていますが、その一部は次の通りです。

「皇室を中心として一国一家の無比なる国体により祝福せらるる事を、この上なき特権と感謝し奉る。

① 「靈光」第一六九号、一九三七年（昭和一二年）九月二三日発行。

② 「靈光」第一七六号、一九三七年（昭和一二年）一一月一日発行。

願わくは敬愛しまつる我が皇室の上に裕なる恵みをそそがせ給わん」とを（後略）^①。

そして、さきの「国民精神総動員に関する件」に対しても、「右の通り文部次官より通達あり、これに對して我等は本誌過去三週にわたりて連載せし『非常時に対する覚悟』、『非常時における伝道』、『非常時における祈祷』の精神を体して善処せんことを我教会伝道者信者一同に勧告いたし候」と書かれています。

更に、日本基督教団への加入も国策に従つたものであることは、既に紹介しました。

ここには日本基督教団加入以前のこと引用しましたが、教団加入後の「靈光」にも、この通達は多く記載されています。日本基督教団の戦争協力については、ここでは省略します。

30 《国民儀礼》

証言によると、各教会が礼拝の前に行つたということですが、当時の週報などは殆ど残つていません。一九三七年（昭和一二年）の日本聖教会第一回総会一日目は、

「時恰も明治節に相当したので、午前八時半から明治節礼拝を為し、皇室、全国民、在支日本將兵士の為に祝福を祈つた」（→一〇八頁）^②

① 「靈光」第二二二号、一九三八年（昭和一三年）九月二八日發行。

② 「靈光」第一七六号、一九三七年（昭和一二年）一一月一一日發行。

とあります。そして一宮政吉の「明治節礼拝説教」が載っています（→一〇九頁）。

一九三九年（昭和一四年）に、聖教会、自由メソジスト、ナザレンなど、一九の団体から成る「東亜聖化同盟」が結成され、同年一〇月三一日より全国聖化大会が開かれますが、一一月三日の連合礼拝では、明治節ということもあります。

「君が代を歌ひ宮城遙拝をした」（→一一〇頁上）

と太ゴシックで書かれています^①。その後、礼拝がささげられました。

また、一九四二年（昭和一七年）の聖教会の総会プログラムも「国民儀礼」からはじまっています（→一一〇頁下）^②。

31 《神社参拝を行い》

神社参拝についての問題点は、大きく分けると二つあります。

① 偶像礼拝

① 「盤光」第二八二号、一九三九年（昭和一四年）一一月三日発行。
② 「盤光」第四一〇号、一九四二年（昭和一七年）五月一〇日発行。

まず、先の「弁論要旨」から引用します。

「なお神社問題につきましても、一言申し上げておきたいと存じますが、元来記録に表れておりますよう、中田氏は神社は宗教であると言つて、参拝することをやかましく禁じておりましたが、日本聖教会はもちろんそのような非国民的な考え方を持つていないのであります。この点につきましても、警察検事局等の記録では充分眞実を伝えないで、極めて消極的な考え方を表してゐるのであります。しかし、実際におきましては、被告等の中には日本聖教会設立当時、わざわざ伊勢皇太神宮に御参りに行つた者や、今回保釈になるとすぐ伊勢に御参りした者等ありますし、もちろん宮城遙拝や明治神宮参拝、靖国神社参拝等につき、一般国民としての誠意を欠いている者はおりませぬ」^①。

以上は弁論ではありますが、ある教会では、教会員の中の小学校教員が中田重治の神社問題に対する思想に疑いをもつたところ、「私は日本国民たる者はこの國に忠誠を尽くしこの國を守る事をされし我らの祖先、皇室とも我ら国民とも一体の関係にある方々を神として神社に祀られたのである。その神社に礼拝を捧げることをキリスト教信仰に少しも抵触するものにあらざる事、否神社礼拝は却つてキリスト者として当然である所以を書き聞かせ（後略）」た、また外国や郷里からの来客があつた時は、「第一宮城、第二明治神宮、第三靖国神社とに参拝をなした上ならでは東京見物の案内をしなかつたのであります」とい

① 藤川卓郎「弁論要旨」、『草田秋次全集第七卷』一二三頁以下、いのちのことば社。

う証言があります。そのほかにも、神社参拝をしたという記録があります。

これらは「弁論要旨」、「上申書」からの引用ですが、この資料の持つ意味については、《信仰を清算し…（39）》の項をご覧下さい。

このように、神社参拝に関しては、偶像礼拝ということが問題点の第一です。もちろん、これを批判するのはやさしいことです、このような状況に陥った原因について、深く考察する必要があります。特に、「靖国神社国家護持法案」に象徴される、現代もくすぶりづけている「神社非宗教論」と、全く同じ課題がそこにはあることを、忘れてはなりません。

当時の教会の神社理解を端的に表している例がありますので紹介します。神社参拝に抵抗する朝鮮の教会を説得しようとする、日本基督教会の大会议長富田満の言葉です。

「諸君の殉教的精神は立派だが何時日本政府は基督教を棄てて神道に改宗せよと迫ったか、その実を示してもらいたい。国家は国家の祭祀を国民としての諸君に要求したに過ぎまい。…基督教が禁圧せらるるときのみ我らは殉教すべきである。明治大帝が万代に及ぶ大御心を以つて世界に類なき宗教の自由を賦与せられたものを漫りに避るは冒涜に値する」^②。

また富田議長は、「信仰のために我らは何時でも生命を賭している。諸君に劣るものではないとも言つ

① 「戦時下のキリスト教運動」、四一〇頁。

② 「福音新報」第二二一一号、一九三八年（昭和十三年）七月一日発行。戸村政博編、前掲書二〇四頁。

た」と記されています。この時の会衆の中に、後に殉教の死を遂げる朱基徹牧師もいました。この富田満の言葉と私たちの教会の考え方は、全く同じでありました。

そして富田満は、日本基督教団成立後の一九四二年一月一〇日、教団統理として、つまり私たちの教団の前身である日本聖教会を含む日本基督教団の代表として、伊勢神宮に参拝しています。

「教団認可ありて後、一度伊勢参宮をせねばならぬとの話があつたのであるが、歳末年始にその時を見出しえないので、心中頗る平らかでなかつたのであるが、愈々一月一〇日之を断行することとなつた。富田統理は一〇日夜行にて出発し、鈴木総務局長を帯同して一日朝、伊勢大廟に参拝せられた。而して我が國に於ける新教団の発足を報告し、その今後に於ける発展を希願せられた」^①。

ここに紹介した神社問題についての教会の対応は、すべて国家権力に対する自己保身の結果であつたことに留意すべきです。そしてそれは、もう少し「良い」言い方をすれば、教会に対する「配慮」が動機でありました。富田統理の伊勢神宮参拝が象徴しているように、そのような態度をとつていれば教会に対する国家権力の圧力をかわすことが出来るという「配慮」の気持ちであり、さきに日本基督教団成立は自己保身の結果といいましたが、その理由もここにあります。この「配慮」をもつと積極的に評価すべきとの意見もありますが、眞の配慮の意味を履き違えてはなりません。偶像礼拝をしてまで配慮しなければならない教会とはいつたいたい何なのか、考える必要があります。

① 「教団時報」第二二三号、一九四二年（昭和一七年）一月一五日発行。前掲書三四四頁。

私たちの教団の戦資告白採決をめぐつても、弾圧経験者や事実を知らなかつた人々に対する「配慮」の必要性が訴えられましたが、過ちは包み隠さず悔い改め、そして悔い改めるものに与えられる赦しの恵みの約束こそが、キリスト者にとっての最大の配慮でありましょう。またそれは、私たちのホーリネス信仰の強調してきたことでもあるはずです。

②隣人愛の喪失

第二は、偶像礼拝によつて、教会が隣人のために生きることを止めてしまったということです。まず先に紹介した「弁論要旨」にもあるように、神社参拝をしたことによつてきよめ教会との違いを強調し、「ここでも自己正当化がされています。」

次に、この弁論の中では、「北海道その他で脱線的な言動をなした者…」^①との関係も否定するかたちで無罪を主張していますが、この「脱線的な言動」とは、神社問題で捕らえられて死亡した、函館教会の小山宗佑牧師補の事件を指すと思われます。そうだとすれば、私たちの教会はきよめ教会ばかりでなく、身内も切り捨ててしまつたことになります。実際、小山牧師補については、ほかの「殉教者」の牧師たちに比べれば、戦後も長い間、取り上げられませんでした。

その理由の一つは、おそらくその死因が「自殺」と伝えられていたことであるかもしれません。しかし、この死因については、確定は出来ないものの、当時の状況から判断して、実質的には他殺と理解する研究者もあり、それらの見解を引用するかたちで、一九八三年の「軌跡（一二九頁以下）」には小山牧師補の

① 藤川卓郎「弁論要旨」、『草田秋次全集第七卷』一〇四頁。

ことが記されています。なお小山牧師補の事件が活字となつて報告されたのは、一九七一年（昭和四六年）が最初ではないかと思われます。^①

また小山牧師補の「抵抗」については、さきの研究者の一人である金田隆一氏の著作^②に詳しく記されており、この事件を秘密裏に扱つた日本聖教会の態度と、それに対する厳しい、しかし適確な批判が記されています。和田洋一氏の分析もあります^③。

更に、私たちがどうしても想起しなければならないことは、朝鮮のキリスト者の信仰の戦いです。日本の帝国議会（日本の教会が沈黙した宗教団体法案を審議していた）に誓告文を投げ入れた朴寛俊、また彼らと行動を共にした、「たといそうでなくとも」^④で知られる安利淑、また神社参拝を拒否して殉教した牧師朱基徹をはじめとする、多くの朝鮮人キリスト者の信仰の戦いです。旧日基が、朝鮮のキリスト者に神社参拝を強要したことは紹介しました（一九九〇年、日本基督教会对、このことに関する告白と謝罪がなされている）が、ホーリネス教会がそのようなことをしたという記録や証言は今のところありません。しかし、私たちの教会が示した神社に対する態度は、明らかに神社参拝を強要した側の立場であつて、神社参拝を朝鮮の教会に直接強要しなかつたからと言つて、その責任を免れることは出来ないはずです。これは、旧日基や、日本基督教団との連帯責任という意味ではありません。

① 米田勇、桑原福三「主はわが牧者なり 范難の時代のキリスト者」一六頁以下、福音宣教会。

② 金田隆一「戦時下キリスト教の抵抗と挫折」九一頁以下、新教出版社。

③ 和田洋一「抵抗の問題」、『戦時下抵抗の研究Ⅰ』一八頁以下、みすず書房。

④ 特展社。

偶像礼拝に墜ちた私たちの教会は、キリスト者である隣人を愛することも助けることも出来ませんでした。ここで私たちが思い起こすのは、主の山上の説教の言葉です（マタイ五・二一～二六）。すなわち、「殺すな」という戒めによる「和解」の勧めですが、これは「人殺し」をしていないことにとどまらず、より積極的に人々との和解することが礼拝者にふさわしいことが説かれています。私たちの教会が、このような神社に対する態度であつたならば、直接に神社参拝の強要をしなかつたとしても、神を礼拝するにはふさわしくないという自覚です。

ですから、私たちがこれまで何を謝罪してきたのか、またこれから何をしようとしているのか、真剣に考えなければなりません。つまり、日本の侵略に心を痛めて悔い改めるのは、誤解を恐れずに言えば、やさしいことです。そしてそのような謝罪は繰り返しなされきました。しかし私たちの教会が為すべきことは、神と隣人を愛する愛がなかつたことを、そして今もないことを自覚して、懺悔することではないでしょうか。それとも五〇年以上の時間によつて、私たちの教会のそのような体質は「浄化」されたのでしょうか。この戦賊告白が謝罪文ではない、その第一歩に過ぎない理由が、ここにあります。

32 《戦勝祈願》

「これは分裂前から弾圧直前まで、機関紙に多く記載されています。

33 《皇軍慰問献金》

「これも日中戦争がきっかけと思われますが、一九三七年（昭和一二年）頃から基督教連盟の呼びかけに応じてなされました。日本聖教会は基督教連盟には入つていませんでしたが、この献金の趣旨に賛同し、協力をしました。連盟による皇軍慰問事業は、「一、憩いの家（軍人ホーム）を天津に開設。二、移動ホ

ームの經營。一、移動理髮店の出張。一、特志看護婦の奉仕（未定）」などとあります。

34 『半島人徴兵制度実施感謝式』

これは、弾圧直後に、そして最後に発行された「靈光」に、第六部豊橋花田教会報を引用するかたちで報告されています。この式の主催は、「豊橋市在留半島人基督教徒一同」で、行われたのは六月八日午後八時です。報告文を紹介します。

「定刻、勝本正寛牧師は開会を宣し、山口代代子夫人の奏楽に引き続いで

国民儀礼。平田信行氏の朗々たる『皇國臣民の誓詞』の暗誦にみちびかれて、会衆一同起立齊唱。：花田分団長の勝本正寛氏は、過去、現在、および将来における半島、並びに東亞の情勢を悼々として説き去り説き来つて、三〇有余年前の日韓併合を感謝し、さらに明後年度において実施されんとする半島人徴兵制度の布告ありしを感謝し、そのうちに偽りなき基督者としての同氏の愛国的赤心を吐露して、満堂の会衆を首肯感激せしめた。次に、徴兵に応ぜんとの意氣も物凄き商業学校五年生の柳川元植君は、全会衆を起立せしめて『誓』を力強く朗読。

次に、奨励の辞を述べた来賓は、豊橋報国会長山口徳夫氏、半島人市會議員長野学出氏、憲兵隊特高係長谷川定夫氏、警察内鮮係田中氏。

愛知支教区長定森氏および第六部

① 「靈光」第一七二号、一九三七年（昭和一二年）一〇月一四日發行。

池田長十郎氏からは、じつに懇切丁寧な長文の祝辞が寄せられ、これらを司式者は全会衆に紹介。それから花田分団の金山宗太郎氏の感謝祈祷、旭町分団長山田牧氏の祈祷、東田分団長千葉傳氏の发声によるバンザイ三唱をもって、この夜の感謝式も有意義に、めでたく終了」。

この後に、先の「誓」の全文が載っています（→一一一頁）①。

① 「靈光」第四一八号、一九四一年（昭和一七年）七月九日発行。

F・戦時下的歩みの批判（b）

また、強圧に直面した時、私たちの教会は、自分たちの信仰が『治安維持法に問われていることに気づきません』した（35））。それは、天皇を崇敬する愛国者を自負していたために、『治安維持法のいう「國体の否定」に抵触するとは思っていなかつた（36）』ためであります。すなわち、『キリスト教信仰の中に天皇制を受け入れていた（37）』のでした。そして、天皇に仕えるのが日本人の本分であるという、『「國民生活」という文を機關紙に載せ、天皇制へとすりよつてしましました（38）』。

35 『治安維持法に問われていることに気づきませんでした』

捕らえられた殆どの牧師の証言に、「なぜ捕らえられたのが分からなかつた、だんだん分かつてきたり」と記されています。それは、治安維持法の性格や特高や裁判の方針に非常に問題があつたためであり、ホーリネス教会の反応について、単に社会認識が甘かつたとは言えません。しかしここで問題にしているのは、戦責告白文にある通り、キリスト教信仰と天皇制の混在です。

なお、教会の社会認識について少し付け加えます。

「高田裁判長は『君たちは昭和一五年（一六年）五月二十五日に治安維持法が改正されたことを知つてい
るか』を尋ねた：而して天国人種たちは唯の一人としてそれを知つていなかつた。従つてその内容が何で
あるかも知つてゐる者がなかつた。：『誰も知つていないという事はあるまい、新聞で読んだとかラジオ
で聞いたとかしなかつたのか』しかし一人残らず『ありません』であった。…』に法に生きている人々

と宗教に生きている人間の違いがある事を判事たちは知る必要があるはずだ：同時に牧師たちとしても、天ばかり見つめて歩かずに地面に我を頬かせる小石と落とし穴がある事を知るべきである（後略）」。

「」で裁判長の言う「新聞」の報道ですが、当時の新聞によれば、一九四一年（昭和一六年）三月一〇日の「公布」については、各紙とも一一日付けの夕刊で、借地法や借家法などと並んで、治安維持法も改正されたとの記事が、わずか数行あるだけです。また、同年五月一五日の「施行」については、一六日付けの新聞に、「思想の隔離病舎（朝日）」、「刑終えても拘禁、非転向者に痛い新制度（読売）」、「詭激非転向の思想犯、世間と隔離、いよいよ予防拘禁所開設（東京日日）」という記事があります。いずれも改正治安維持法の施行に関するものですが、この見出しからも分かるように、「予防拘禁」が前面においており、「国体の否定」が取り締られることについては、新聞記事からは知ることが出来ません。

予防拘禁とは、治安維持法違反で刑に服した者が、非転向のまま刑期を終え、釈放されることを防ぐために、拘禁の継続を認めるというもののです。そして各紙とも、この年の秋に、三・一五事件（一九二八年の共産党に対する弾圧）で治安維持法違反にとわれた徳田球一らが非転向のまま出所の予定なので、この改正が行われたと報じています。細かく見れば、国体を変革しようとする「不逞類似宗教団体に対する处罚規定を新設（読売、東京日日）」とも記されているのですが、思想犯、つまり共産党のことが前面に出ていますので、仮に牧師がこの記事を読んだとしても、自分たちが「不逞類似宗教団体」であるなどとは、考えもしなかつたと思われます。

① 安倍豊造「聖靈行伝第六巻」一九四頁。なお「軌跡」では五三一頁。

これを今日に当てはめて考へるならば、オウムの事件をきつかけとしてなされた、宗教法人法の改正（これにも文部省が登場しますが）や、破壊活動防止法の団体適用の動きに対する、私たちの教会の認識と、無関係であるとは言えないはずです。しかもこのような問題への関心は、迫害があつたら困るとか、迫害が怖いといったレベルのものではありません。何が起きようと私たちは信仰によつて生きるのです。しかし、普段社会について無関心であるならば、いざという時に的確な判断と行動が出来ない、つまり信仰に戦いを貰ぐことは出来ないということを、私たちは歴史に学ぶべきではないでしょうか。

36 『治安維持法のいう「國体の否定」に抵触するとは思つていなかつた』

そもそも治安維持法といふのは、神格化した天皇を中心とする國体護持のための法律ですから、キリスト教信仰は相容れないものです。ですから、治安維持法で無罪を主張することには、本来無理があるわけですが、そこに問題を感じていなかつたことにこそ注意すべきです。

37 『キリスト教信仰の中に天皇制を受け入れていた』

戦前の教会と共通していることですが（『過ちを信仰の事柄と交錯し（16）』の項参照）、日本聖教会は、歐米の自由主義や個人主義と、きよめ教会を意識した民族運動との違いを強調した上で、次のような文を機関紙に載せてています。

「…我等は生まれ乍らの日本人である。日本人には日本魂〔やまとだましい〕がある。日本精神がその血の中に脈々として流れ居る。この高貴なる精神は基督教によりて混濁もせねば変質も褪色もせず、却つて日本精神は信仰によりて聖化せられ純化せられる。（中略）日本人の愛国は必ず忠君と伴う点に於て

他の国民のそれとは異なる。日本国民は皆大君を中心とした一大家族であり、義は君臣なれども情に於ては父子である大君を中心としての全体主義である。『上にありて權をもてる者にしたがへ』、又『神を畏れ、王を尊ぶべし』とは聖書の教えであるが、人が選んだ主権者でなく、力を以つて霸者となつた主権者でなく、『天佑を保有し万世一系の皇祖を踐』み給ふ天皇に服ふ事に於て、我等は日本国民たる事の大いなる感謝をもつ者である」（→一一七頁）^①。

38 『「国民生活」：天皇制へとすりよつてしまひました』

「國体の本義（一九三七年、昭和一二年）」に統いて、一九四一年（昭和一六年）に文部省教學局よりだされた「臣民の道」の一部分。國体によつて國民道徳を徹底させるのが、その趣旨と言えます。かなり長いものですが、「世界新秩序の建設、國体と臣民の道、臣民の道の実践」の全三章から成り、「国民生活」は第三章の第二項目にあたります。機関紙に引用されたのは、そのまた一部分ですが、掲載された文は以下の通りです。第一面の文字どおり真ん中に印刷されています。

「我等皇國臣民は悠久なる華國の古へより永遠に皇運扶翼の大任を負うものである。この身この心は、天皇に仕へまつるを以つて本分とする。我等の祖先も同じ本分に生き、その生命を我等に伝えたのであつて、我等の生命は我がものにして我にあらずといはねばならぬ。従つて我等の現実の生活はすべて厳肅なる歴史的のものであり我等は国民たること以外に人なることを得ず、更に公を別にして私はないのであ

① 「螢光」第四〇一号、一九四二年（昭和一七年）三月五日發行。

る。我等の生活はすべて、天皇に帰一し來たり、國家に奉仕することによつて眞実の生活となる」
(→一一八頁) ①。

① 「鎌光」第四一八号、一九四一年（昭和一七年）七月九日発行。

靈光

行穀日九月七年七十和昭

號八十百四第

因難の克服

今日と云ふ一日、此一日を我々の生涯から消し去る事が出来ませうか。或人の三年間の日記帳のうちに只一日記録のない頁があつたと申しますがそれさへ神の前から見逃しにされて居るのはありせん。

此一日がやがて芽生ゆる或もの原因となる事を思ひ、貴い種をして静かに土の下に止めて、来るべき期をまたねなりません。

我々の生涯に於て、苦痛と云ふ問題を神なく永遠なく、又道德的見解なしに解決する事は困難あります。

「解くことは神による」(創四十
八)と古人が云つて居る通り、もし之を敢て解かうとしますなら革命論者となり、宿命説となり、野邊送りの鐘の音の様な淋しい人生となります。少くとも神ある者の如く如何なる時も喜びの歌をもちつけて行く事は出来ますまい。

只神のみが解き給ふ。我等をし

國民生活

「臣民の道より」

我等皇國臣民は悠久なる雄國の古より永遠に皇運扶翼の大任を負ふものである。この身との心は天皇に仕へまつるを以つて本分とする。我等の願がも同じ本分に生き、その命は我等に傳へるのであって、其の命は我等にして我がものにあらずといはねばならぬ。従つて我等の現實の生活はすべて嚴謹なる歴史的ものであり我等は国民なること以外に人たることを得ず、更に公に別にして私はないのである。我等の生活はすべて天皇に對して、國家に對して、國家に對し、國家に對する義務な

のであります。お互がここに目を止めます時苦痛は苦痛だけのものではあります。

何故なら人間は決して單に其人の生涯のみで止まらません。個人の生涯を貴くする事は子孫に對し

民族に對し、國家に對する義務な

のであります。お互がここに目を

す。

て世に勝しむる者は我等の信であると叫び得る者は幸です。我々は時に苦痛の余り「これは何故ですか」と神に質問する様な事實の前にさらされます。こんな

事実の前にさらされます。こんな事は、本人も此世の人も知り得ぬ程の重且大なるものであります。

何故なら人間は決して單に其人の生涯のみで止まらません。個人の生涯を貴くする事は子孫に對し

民族に對し、國家に對する義務な

のであります。お互がここに目を

す。

得ぬ事もあります。隣にも「死後の花見」とある通り、植ゑた當人血が要求されて居ます。維新の初め然りです、大義の爲に流された者花を賞觀します。

兎に角苦難はその人にだけ結果して止まるものではありません。

歴史に、社會に、どれ程の重大な役割、目的を果しつゝあるかと云

ふ事は、本人も此世の人も知り得

精神界、靈界に於ける我々の幸

福は誰かと得た道德的勝利の結果

です。自からの幸福を思います時

我々も亦他の人の爲後世の爲

よき原因となる勝利者であら度く

思います。我々一個が勝利者とな

る事に由つて、家に社會に光輝

る變化を及ぼします。

榮光を得んとせば困難を乗り

えねばなりません。かかる戦多

き時代に處して、我々は雄々しく

来るべき將來に目を放ち、小さく

とも國家の一員として、キリスト

教理ではありません。我々の經驗

よりも流れいづる讚美であります。

萬事はよしと如何なる日にもう

たひつけません。

F・戦時下的歩みの批判（c）

拘禁された牧師たちの中には、裁判のために、それまでのキリスト教《信仰を清算し、祖先崇拜などをして日本人として生きると言う者たち》として生きると言う者たちや、神社参拝に積極的な姿勢を示す者たちもいました（39）。また、私たちの教会は、再臨信仰が問題となつてることが分かつた時、かつて分かれた《同信の友の再臨信仰との違いを強調し、自らの身を守ろうとしました（40）》。それは、弾圧時に《日本基督教団がホーリネス系教会を切り捨てたという自己保身の態度と変わらぬものでした（41）》。このような中で、《信仰を捨てた信徒（42）》もおりました。

39 《信仰を清算し、祖先崇拜などをして日本人として生きると言う者たち…》

「翻つて、私はこの度の事件により深く反省せしめられ、改めなければならぬ数々のもののある事を発見したのであります。それらは悉く潔く此の際清算すると共に、第一、日本人として唯概念だけでなく、全き国体観に徹底し国学書殊に古事記、日本書紀、国体の本義臣民の道其の他を精読し歴史にも通事日本人たるの自覚を持ち自他をよく教え得る者たらんと期して居ります（中略）。第二、神社問題に対としては所信を十二分に発表し積極的に当局の意のある処を察し日本人の特徴である祖先崇拜を徹底せしむるよう努力致します（後略）」①。

「」で用いられている「清算」という言葉は、キリスト教信仰を破棄するという意味ではありません。國体、神社参拝、祖先崇拜が、キリスト教と矛盾しないものであると理解し直すことを意味しています。

① 「戦時下のキリスト教運動Ⅱ」、四一三頁以下。

キリスト教と天皇制の矛盾なき混同です。

なお、これは《神社参拝を行い（31）》でも「弁論要旨」と共に引用した「上申書」ですが、これらの証言は、裁かれている牧師の側、あるいは牧師自身の言葉です。その意味では、当時の牧師の本音に近いと言わねばなりません。《裁判で命懸けの証言…（23）》の項で紹介した、当局側によって書かれた「調書」と比較する必要があります。そして、眞実を知るために私たちの歴史を見る目を問わねばなりません。

40 『同信の友の再臨信仰の違いを強調し、自らの身を守るうとしました』

この点については、《教義の変更（28）》と《神社参拝を行い（31）》の項に詳しく記してありますので、ご覧ください。

41 『日本基督教団…自己保身の態度』

これまで語られてきたことですが、ここにまとめて載せておきます。

「私どもの見る眼では関係教役者よりも却つて信者中に不逞教義に対する妄執強く、それを清算し切れぬ者が多く、今後彼等は信者同志秘密集会を開催しやしないかと憂慮しているのでこの辺りぬかりないよう指導したいと思つています（中略）。今回の事件は比較的学的・程度が低く且つ聖書神学的素養不充分の為、信仰と政治と国家というものを混同して考えた結果とはいえ、教団にとって洵に悲しむべき出来事であり、統理者としても充分其の責任を感じている…（後略）」。

（日本基督教団統理者）

「教理上日本国体に反するものがあるので結社禁止は当然処置であると思う（後略）」。

（日本基督教団財務局長）

「…私の意見を忌憚なく述べればこの度の国家としての御处置は実に大英断であつて（中略）眞に自分乍ら喜んでいる次第であります（後略）」。

（日本基督教団第四部主事）

「…實に遺憾であるが、大局的見地からいえば斯うした不純なるものを除去することによって、日基督教団の如何なるものが一般に認められて今後の運営上却つて好結果が得られるのではないかと考え、当局の措置に感謝している次第である（後略）」。

（日本基督教団山梨支教区長）

以上は、「戦時下のキリスト教運動三」、一四四頁以下よりの引用です。ホーリネスを異端視することによって、自らの身を守ったわけですが、ここでも信仰的正統性と、皇國臣民の正統性の主張が一つになっています。

このような日本基督教団の態度に対する批判は多くありますが、ここではむしろ私たちの教会が、日本基督教団の態度と、弾圧の被害者という立場を比較することによって、自分たちは信仰の戦いをした教会であると自負し、自らを正当化してきた点に注意したいと思います。

また、ホーリネス弾圧時の日本基督教団の態度を象徴するもののようにして、ホーリネスの牧師の公判でなされた、日本基督教団の代表者の証言がよく取り上げられます。そして、時としてそれがホーリネスの殉教覚悟の証言などと比較されて、ホーリネスの信仰の戦いについて語られることもあるのですが、この証言に関する資料をいくつか紹介しますので、問題点はどのあたりにあるのか、ご判断いただきたいと思います。

「問 聖書の神言無謬説について述べて貰いたい。

答 私は、聖教会の人たちがどの程度の説を持つてゐるか知りません。しかし逐字神言説に立つ場合には聖書の意味を誤る恐れがあると思います。ホーリネス教会は其の他のそのような群れと同じように其のような説をなす人々であつたかに思います。

問 それでは日本聖教会はオールソードシクス教会だと思いますか。

答 私は、よく知りませんが、正統派教会と思いません。むしろ実践派ともいすべきもののように思います。（中略）

問 日本聖教会が国体に反するような信仰思想を持つていたことを知つておりますか。

答 私は親しく交わる人を持つていませんのでしたから、そのような事は知りませんでした。しかし今回のように、少なくとも疑いを掛けられるようなことがあつた以上は徹底的に之を明らかにしたいと思ひます（後略）。

これらの記述は、その大意に間違いはないはずですが、安倍豊造の回想によるものであることには留意する必要があると思われます。

これに対し、「神学界に権威ある教師方の証言が行われましたが、同一教団内に起こつた事件、軍国主義の犠牲に迫害を受けている同僚教役者に対する証言としては同情ある証言とは思われませんでした」^② というものが、ホーリネスの一般的な心情を表していいると思われますし、「それらは山口検事の論告を少な

① 安倍豊造「聖靈行伝第六卷」二一八頁以下。「軌跡」五四四頁以下。

② 米田豊、高山慶喜「昭和の宗教弾圧」一〇五頁以下、いのちのことば社。

からずたする役割を果たしたことは、否定できないだろう。彼の証言はホーリネスを弁護するのではなく、自己の教説を正統的なものとして弁護するものであった」^①、また「肝心などころで日本を代表するこの高名な神学者は同僚をしてたのだ」、「彼はキリストの再臨を靈的なもの、精神的なものと断じ、被告人をいたく狼狽させた。桑田証人は、キリストの再臨を宗教的領域に留めることによって、國家権力との衝突を未然に防止することはしたが、獄にある同労者たちを孤立させるという結果をひきだした。しかし、このことをもつて桑田の意図的悪意とみるのは早計である。それが桑田の信仰であれば、第三者の容喙し得るところではないからである」^②といふ批判があります。証人本人の言葉も紹介しておきます。

「私の関係したことでは是非ともここでふれておかねばならないのは、第六部の教職一三名の方々の裁判に際し、証人として立つたことである。（中略）これは何よりもホーリネスの先生方に対して責任ある仕事であるし、同時に私は教団の信仰を代表して発言するような立場の責任がある。かような立場に立つて私は、適当な証人ではないがやはり立たねばならないだろうと思つた。（中略）當日前方に裁判官たちを眺め、後方にホーリネスの先生方をおいて、私は裁判官に向かつて最初に私の立場を正直に申し上げた。私はホーリネスの信仰教理について申し上げるに足るような知識をもつていない。：ただし、再臨を含むキリスト教の終末の信仰について私がどう信じているか、というのであれば、ありのままにお答え申します、と提案した。（中略）この問答の間、私は後方におられるホーリネスの先生方のことをもちろん

① 土肥昭夫「日本プロテスタント・キリスト教史論」二二五頁、教文館。

② 辻宣道「嵐の中の牧師たち」九一頁、六八頁以下、新教出版社。

たえず意識したが、それらの先生方のことを何ら弁護することなく（もちろん悪くいうこともなく）、私は教団が終末の信仰についてどう考えるかについて述べたつもりであった。ホーリネスの先生方に対しても相すまぬようにも思つたが、事実何も知らないものが無責任な事はいえない、渡辺善太氏が十分に証言してくれるだろうことを期待して帰つた。この私の証言をホーリネスの先生またほかの方々が、どんなふうにうけとられたかは知らない。：しかし私としてはあの場合あのような態度に出るほかなかつたことをもう一度申し上げる」^①。

42 《信仰を捨てた信徒》

「元來」というようなことは記録には残りにくいことですが、いくつかの証言を紹介します。

「ある日母に言われて元教会員（教会は政府の命令で解散させられていた）だった人のところへカボチャをわけてもらいに行きました。農家でした。たしか父が牧師であつたころ役員をしていたひとです。おどろきました。『おたくにわけてやるカボチャはないねえ』というのです。手ぶらで帰る少年の気持ちはどうなんだつたでしょう。平穀無事なときはまつさきに証しなどしてはりきつてる人でしたが…。（中略）そんなものかと思いました。人間いざとなれば信仰もへッタクレもなくなるんだなあと思いました」^②。

① 桑田秀延「神学とともに五十年」、「桑田秀延全集第五卷」一一四頁以下、キリスト新聞社。

② 社宣道「教会生活の处方箋」八頁、日本基督教団出版局。

「弾圧は、精神的圧迫というかたちで、しだいに信徒一人一人にまで及んでいった。信徒の立場に立てみれば、自分たちが警察につかまつている人たちと同じ仲間だと見られることは耐えられないことだつたろう。家庭や仕事を考えれば、あの人たちと自分とは関係ないというそぶりをしたくなるのは、無理もないことだつた。

実際、私たち家族に対し、『早くここを去つてほしい』とはつきり言う人もあつたし、そう言わないまでも、態度で示す人たちが大半だつたようだ。無理からぬことと言えば無理からぬことなのだが、そうした態度はなんとなく子どもにもわかるもので、なにか寂しい気がした。

わりあい親しくしていた信徒の人たちも態度を一変させ、『お宅とうちとはもう関係ないんですよ。関係があるようにしてもらつたら困るんですよ』と、なんとなく迷惑そうなそぶりを示し始めた」^①。

しかし、あれから何十年も経た最近になつて、ある地方の牧師の家族と、元信徒であつた人々との間に、和解が成つたというケースもあるとのことです（石浜みかる氏のご教示による）。

G. 戦後の歩みの積極的評価

『敗戦後、私たちの教会は復興を遂げ（42）』、その信仰の特徴を生かすために日本基督教団を離脱して今日に至つています。神の守りと導きのうちに、多くの奥を結ぶことができました。《靖国問題や天皇の代替わり、宗教法人

① 村上宣道「恵みを受け継いで」一五頁以下、いのちの」とば社。

法改正や、私たちの教会がもつ差別意識が糾弾されたことなどを通して、歴史や社会とのかかわりについて、学びを進めて来ました（44）。

43 『敗戦後、…復興をとげ』

敗戦直後の文章に、注目すべきものがありますので紹介します。

「…永遠の真理の言にたちし筈の我らこそ一体何をしていたであろう。

血肉の愛情によりとは言え、聖戦の美名の背後に侵略の低意を洞察するの明知を覆い孤高の聖情より『剣をとる者の亡』びを預言叱咤するの盡能乏しく、追随傍観して民族の良心たりえざりしは痛恨の至りである。

皇国の道に則るの句に御用宗教へとやむなき移行も果敢なく統べ治め給う主の大権を証する好機を、空しく逃避保命の労苦に終始した数年を隠い我らは懺悔に堪えない（後略）」（→一三〇頁）^①。

この文章は、おそらく星野栄一牧師のものと思われます（最後に—星野—とだけ記されている、また「復興」の編集人が星野栄一）。 「我らは痛悔す 神と人の前に」というタイトルがついています。後半の方には「我らこそ創造の真理をもて歪められし國体觀を是真し…」とあり、検討を要するのですが、おそらくこれは日本人が一般的に考えていた復興のイメージでありましょう。

① 「復興」第一巻第二号、一九四六年（昭和二一年）二月一日発行。

それより、この時期に「侵略の低意、預言叱咤、逃避保命」など、戦争責任を考える上で、鍵となるような言葉が並んでいることには驚かされます。しかしこれも裏を返せば、戦時中の教会にもこれらの思いがあつたであろうとも察せられます。

いざれにせよ、敗戦直後の日本基督教団は、一九四五年八月一八日の「第一三回常務理事会から全国諸教会への通達文」の中で、

「我々は先ず事茲に到りたるは畢竟〔結局の意〕我らの匪躬〔わが身をかえりみないで、君主または國家に忠節を尽くすことの意。広辞苑による〕の誠足らず報國の力乏しきに因りし」とを深刻に反省懺悔し（後略）^①。

という反省の認識を示しましたが、それに比べるとこれはかなり評価されてもいいものと思われます。ただし、同じ星野栄一の文に

「…本年初頭の詔勅に新日本の復興に明るくも宣せ給ふた大君を仰ぎ民族の良心幻を見る神の預言者として我らは大和一番王国（然り王国を）の更新に恩を凝させるを得ない」（→一三一頁上）^②

① 日本基督教団史編纂委員会「日本基督教団史」一七九頁、日本基督教団出版部。

② 「復興」第一卷第三号、一九四六年（昭和二一年）三月一日発行。

とあり、米田豊の文にも、

「政治上の意見として天皇制廃止を論ずるにしても天皇某人に対する愛敬を失つてはならぬ。…平和日本建設は、新年の詔勅の中心思想であり…」（→一三一頁下）^①

とあるように、天皇制の影響はそう簡単にはぬけていないことが分かります。なおこの「詔勅」は天皇のいわゆる人間宣言を含むものです。

参考までに、敗戦後、一〇月七日の朝日新聞と毎日新聞のそれぞれ第二面に、「信教の犠牲六十余名、日本ホーリネス教会への迫害（朝日新聞）」、「信徒二万五千を迫害、日本ホーリネス教会を弾圧、幹部四名は獄死（毎日新聞）」という見出しで、ホーリネスへの弾圧があつたことが報じられています（なぜ「日本ホーリネス教会」という名称が用いられ、また、旧六部のみに関する記事で、旧九部にふれていなかなのは不明）。またこれらの記事と並んで、特高の廃止が報じられています。

また毎日新聞の方には、同じ面に、アメリカ軍太平洋司令部が発表した、「比島における日本軍の典型的暴行」に対する驚きの投書が載せられています。新聞の変わり身の早さにこそ驚かされるのですが、この時期にこれらのことを取り上げられているのは、興味深いことです。私たちの戦賊告白との関係で言えば、「日本が犯した侵略という過ちにも気づかず」いう文があります。このことを今の私たちが責め

① 「復興」第一巻第七号、一九四六年（昭和二一年）七月一日発行。

る」とは出来ませんが、星野栄一の文章が、その辺りの事情を物語つて いるように思われます。

44 《靖国問題や天皇の代替わり、宗教法人法の改正など》

これらの諸問題は、戦時下の教会が問われた社会認識と、本質的には同じことが問われています。簡単な報告は、第二章「『戦賊告白』採択までの経緯」にあります。

H・戦後の歩みの批判

しかし、私たちのそのような問題意識はまだ徹底されたものではありません。むしろ、私たちの教会の関心は信仰の内面性に重点がおかれ、その結果、私たちの教会の『社会とのかかわり』は、希薄なものとなっています（45）。

また「これまでの私たちの教会の『歴史認識』は、非常に狭められたものでした（46）」。それは、私たちの教会は、弾圧の被害者であるという意識を強く持っていたためです。しかし私たちの国が、かつての戦争や皇室を美化し、その過ちを水に流そうとしているのと同様に、私たちの教会も、自らの歴史を検証し、問題点を明らかにすることを怠ってきたことの責任は免れません。

また、本来、教会は、信仰告白を綱とする信仰共同体であります。しかし、私たちの教会の綱は、カリストマを持つた指導者に負うところが大きく、それ自体は誤りではないとしても、その弊害は教会に「内なる天皇制（47）」の問題を投げかけています。そのために、無責任な体質や、さきにふれた差別意識などを持つていると言わなければなりません。

45 『社会とのかかわりは、希薄なものとなっています』

戦時下の私たちの教会について、社会認識が甘かったというような、安易が批判がされることがありますが、戦前の歩みを考えるとき、現在の私たちよりも、かなり果敢な態度を示していたことが分かります。

46 『歴史認識は、非常に狭められたものでした』

かつての日本人の歴史観は、教育勅語がそうであったように、天皇を利用し、神聖化して自らの正統性を徹底的に叩き込むという方法によって形成されました。今でもその影響は大きく、多くの人々の間に受けられます。もちろんそれも一つの「歴史観」としては否定されないのでしょうが、その歴史観が未熟

であれば、過ちを無視し、自己正当化ばかりされるという特徴があります。

私たちも日本人である以上、その影響は否定出来ません。それが、私たちの教会の歴史の良い面だけが伝えられてきたことの理由ではないか、という問題提起がこの部分です。これは言うまでもなく、単なる自己否定ではありません。更なる肯定を目指すものです。第三章「『戦賊告白』の趣旨」の一「私たちの歴史を見る目について」もご覧下さい。

47 《内なる天皇制》

かつての日本は、旧憲法にあるように、天皇の神聖さを前面に出し、それを求心力として国家は統制されました。つまり日本国家の絆は天皇制であるとも言えるでしょう。そしてその影響の深さは、あの天皇の代替わりの時に改めて明らかになりました。

同様に私たちの教会も、信仰告白を絆とするというよりは、極めて日本の共同体ではないか、という問題意識がこれらの文には含まれています。具体的には戦賊告白本文にもあるように、天皇制の求心力が國家の絆であることに似て、カリストをもつた指導者が教会の求心力となつていてこと、また皇室の存在やそれに対する好意が、日本人の愛国心や自己確立に結びつくように、カリストを認める指導者には服従し、その信仰にあやかるような思いが私たちのうちにあるのではないかということです。それには、さきの歴史観の問題も、当然含まれます。

「それ自体は誤りではない」という言葉がありますが、このような側面は教会という共同体にも完全に否定はされないという意味で、是認しているということではありません。むしろ「その弊害は」とあるよう、教会が日本的な共同体であることが、無責任な体质や差別意識という教会の生き方に深刻な影響があることを自覚しなければならないのではないかという、問題提起です。

そして何よりも問われるのは、「内なる天皇制」は、信仰告白という教会に欠かすことの出来ない言葉を、必要なしと思わせるような、教会にとっての死活問題を投げかけていることです。

二 これから歩み

一 趣旨

私たちのこの言葉は、戦時下の私たちの教会とキリスト教界、当事者個人の過ちを糾弾するものではありません。『戦時下の教会を適切に陥らせた天皇制の圧力は、今も姿を変えつつも存続しており、戦時下の教会が問われた信仰告白に生きること』とは、まさに今の私たちの課題(48)』であります。

やいだ私たちは『自らを告発(49)』し、その責任を言い表します。

48 『天皇制・信仰告白に生きる』と…今の私たちの課題

戦賊告白の要点は、「天皇制」と「信仰告白」の二つに尽きます。戦時下の教会が問われた課題と、現在の私たちが問われている課題は、本質的に変わりません。繰り返し戦賊告白は過去の糾弾ではなく、現在の課題であると言つてきた理由です。この二点についての正しい理解がなくては、今後の諸教派への謝罪や和解、社会とのかかわりも大して意味を持たなくなります。

49 『自らを告発』

戦賊告白の採択前後に、一番多く寄せられた反対意見は、「告発」という言葉が厳し過ぎるというものでした。そのため「批判する」、「自らの在り方を問うている」などという言葉が検討されましたが、教

団総会は「告発」という言葉を選びました。

「告発」が私たちの先達に向けられる言葉であるとすれば、それは厳しくまたつらいものです。関係者に対する配慮の気持ちが働くものもある意味で当然のことですが、戦責告白がここで「告発」しているのは、前項にあるように現在の私たちの教会の在り方です。自らの過ちを何とか覆いたい思いがある私たちが罪を悔い改めるためには、割引した罪の告白ではなく、徹底した罪の意識を持たねばならないあります。それが私たちのホーリネス信仰の特徴でもあるはずです。

しかも悔い改めは、神の赦しの恵みがあるからこそなることです。自らを「告発」することは、神の恵みに甘えるのではなく、神の恵みによらなければ立つことの出来ない弱い存在であることを自覚しつつ、神との前に正しく歩むために立ちあがろうという決意の表われです。

J. 日本人としての反省

日本が進めた侵略戦争によって引き起こされた、神社参拝の強要、日本語教育の強制、虐殺、慰安婦の問題、そして今日では経済力による侵略や民族の蔑視、責任の回避など、私たちは「日本人として、このような国家の過ちについて連帯の責任を負う（50）」ものです。また、教会の中にも民族蔑視の思いや、皇室に対する拭いきれない好意によって生じる、戦争容認などの誤った歴史の見方があることを、私たちは認めます。

50 『日本人として…連帯の責任を負う』

この戦責告白では、日本の戦争責任についての記述は多くありません。「この点についての批判があることも承知しています。

私たちの戦賊告白で、日本の戦争責任にあまり触れなかつた理由は、教会の戦争責任と日本の戦争責任を混同しては、教会の責任が曖昧になると判断したことと、教会の戦争責任についての自覚なくして、日本人キリスト者である私たちは、日本の戦争責任を負うことも出来ないのではないかという問題意識を持ったためです。次項もご覧下さい。

しかしそれは日本の戦争責任を問わないことではないことを示すために、不充分であることは承知の上で言及したのがこの部分です。教会の戦争責任の自覚によつて、今後日本人としての生き方が開けてくると期待しています。

また、日本的な感覚が教会の中にも入り込んでいることを自覚した文が盛られていますが、あくまでも教会の課題を問うことを中心としています。

誤解のないよう付け加えますが、戦賊告白は日本人らしさのすべてを否定してはいません。例えば日本人の持つ倫理観等は、戦時下の方が良かつたという意見があります。確かにそう言える面も多いのですが、しかしあつての教育勅語などは、そのような日本人の良さの中に天皇を中心とした全体主義や軍国主義を巧みに取りいれたわけで、そのようなものに対する批判力まで摘み取つてしまつところが、マインドコントロールなどと言われるわけです。私たちは日本人キリスト者ですから、倫理の問題であればキリスト教信仰による倫理観を持ち、キリスト者として日本社会のために生きることが出来るはずです。それが私たちの愛国心であり、また私たちの宣教でもあります。戦賊告白は、本当の日本らしさ、その良さを見出す手がかりともなり得るものであると思います。

K. 教会の反省

また、私たちは日本人としての連帯責任を負うことによって、私たちの「教会の信仰の問題を曖昧にはしません（51）」。天皇制社会に生きる私たちの、「福音理解が問われている（52）」と考えます。私たちの強調してきました「聖書信仰」も、個人の「内面的な信仰に重点がおかれ（53）」、社会とのかかわりの面は希薄でありました。その結果、アジア諸国の人々とその教会の気持ちばかりでなく、私たちの教団内の韓国入教会や、沖縄の諸教会と、そこに属する人々の気持ちについて、私たちの教会の理解は、あまりにも不充分なものがありました。

51 『教会の信仰の問題を曖昧にはしません』

少しくどい表現と思われるかもしれません、戦争責任について語るとき、「日本人として悪かった」というのは、非常に一般化された表現ですから、比較的やさしいことです。ですから、政治家が妄言をはいたとか、国家賠償がなされないことに対して、私たちはたいした痛みや責任を感じずに、簡単に批判出来てしまいます。

しかし戦賊告白が問題にしていることは、現在の私たちの教会の課題です。痛みを感じながら自己批判しなければならないということです。

第三章「『戦賊告白』の趣旨」の「三　私たちの教会を見る目について」をご覧下さい。詳しい問題提起をしています。

52 『福音理解が問われている』

言うまでもなく、これは今までの私たちの教会の福音理解が全く間違っていたとか、福音理解の仕方を変えようということではありません。

ただ、『内なる天皇制（47）』の項でも触れたように、私たちの福音理解に偏った部分があつたために、

信仰告白が軽視されたり、また乏しい人間理解をしてきたことに対する反省が込められています。

もつと言うならば、今日の私たちにとつてホーリネス信仰とは何かという神学的な問いでもあります。先達の信仰を継承すると共に、今の私たちがホーリネス信仰をどのように理解して生き、また伝え継承していくのか。歴史を振り返るときに、ホーリネス信仰の良い面だけをこれからも伝えていくことは出来ないわけで、私たちの教派の持つ存在意義などが問わされることになるでしょう。大きな課題ではありますが、そこまで突き詰めて考えなければ、職責告白は一時的なイベントで終わってしまいます。

53 『内面的な信仰に重点がおかれ』

「社会とのかかわりの面が希薄であった」という文が再び出でています。前回は社会とのかかわりを聞いていますが、ここでは私たち自身の「福音理解」を問うています。その結果が、アジア諸国とその教会と、教団内の韓国人教会、沖縄の諸教会に対する理解の不充分さということですから、私たちが隣人のために生きるという、もつとも基本的な聖書の教えに忠実するために、自らの在り方を問うのです。

また私たちの「聖書信仰」を問うていますが、この解説に引用した中田重治の言葉が象徴的です。それは『宗教法案(9)』の項の「かくいうのは聖書に基づくのである。われらはただ聖書の示すところに従う者である。」という文と、『過ちを信仰の事柄と交錯し：(16)』の項の「これも聖書の光なれば、かく言ふのである。」という文です。両方、表面的には同じことを言っていますが、前者は国家権力に対する信仰の戦いの言葉で、後者は「聖書より見たる日本」に何度も繰り返される、教理的には脱線した言葉です。私たちは、これを極端な例だと片づけることは出来ません。み言に生きることの意味を、考えさせられます。

L・悔い改め

「…に私たちの教会は、自らの弱さと過ちを、『神と人との前に悔い改めて（54）』言い表し、心から赦しを請うものであります。

54 『神と人との前に悔い改めて…』

戦賊告白が取り上げてきた諸課題は、現在の私たちの教会の問題ですが、それは私たちの内側で処理で起きる事柄ではありません。非常に基本的な悔い改めの理解ですが、その悔い改めを私たちは、共同体の罪を悔い改める言葉として言い表します。

M・神の前に悔い改める

まず、私たちの教会は、神社参拝や天皇崇拜などの偶像礼拝に墜ちてしまった罪を、『神の前に悔い改めます（55）』。

55 『神の前に悔い改めます』

戦争責任を言い表そうとする場合、謝罪の必要を認める人々の間にも、過ちは謝つてしまおう、または当事者たちに謝つてもらおう、という反応が起きます。それは、『教会の信仰の問題（50）』の項の内容とも関係しますが、日本人として謝るというのと同じくらい安易なものです。

戦賊告白の文面は、当事者たちに成り代わって悔い改めをするような印象をもたれてしまうかもしけませんが、これは信仰共同体の一員としての言葉であって、問われているのは、現在の私たちの教会の在り

方です。戦責告白の最後に引用している、旧約聖書のダニエルやネヘミヤの悔い改めに共通する思いです。『わたしは、わが神、主に祈り、ざんげして言つた「…われわれは罪をおかし…」（ダニエル第九章）』、『まことにわたしも、わたしの父の家も罪を犯しました（ネヘミヤ一・四～一一）』。

N.隣人への謝罪と和解

そして、私たちの教会のアジア諸国への宣教が、日本の侵略戦争に追隨するものであつたことと、さまたまな戦争協力を行つてきたことを、『アジア諸国の人々とその教会に謝罪します（56）』。

また、弾圧時の裁判の中で、かつての『同信の友を切り捨てるような発言をした』ことを、謝罪します（57）。

また、『日本基督教団が、旧ホーリネス系の教師及び家族、教会に対し、謝罪の意を表した（58）』時、私たちの教会は、それといった反応を示しませんでした。それは、戦時下、特に弾圧への対応によつて生じた、私たちの教会と諸教派との亀裂が、今なお深い部分では癒えていないためです。このことについて私たちの教会は、自らを正当化せず、責任をも自覚するのですが、『和解の必要を感じています（59）』。

56 『アジア諸国の人々とその教会に謝罪』

謝罪は、個人レベルを含めると、これまでにも幾度となくなされきました。この戦責告白は、それを総括したり、あるいはこれで謝罪の必要がなくなるとか、けじめがつくというものではありません。この戦責告白で私たちが特に自覚しなければならないことは、繰り返しになりますが、私たちの信仰者としての歴史認識の甘さであります。

実際、私たちが繰り返しているアジアの人々への謝罪は、單なる外交辞令、あるいは滑稽な挨拶と受け

止められることがあります、その理由を私たちはよく考える必要があります。それが、私たちの今後の課題となるのではないでしょうか。

なお、謝罪の意味については、冒頭の説明文のほか、《神社参拝を行い（31）》の項をご覧下さい。

57 《同信の友…謝罪します》

謝罪の理由については繰り返し詳しく述べました。《教義の変更（28）》と《神社参拝を行い（31）》の項をご覧ください。

58 《日本基督教団…謝罪の意》

一九八四年（昭和五九年）一一月の、日本基督教団第二三回総会で討議され、同年一二月に総会議長名で出された謝罪の文面は以下の通りです。

「主の御名を賛美いたします。

さて、第二十三回日本基督教団総会は次の決議をいたしました。

『議案第六十三号 旧六部、九部、教師及び家族、教会に謝罪する件
議案

日本基督教団は、第二十三回教団総会の名において、次の決議をする。

日本基督教団は第二次世界大戦中に、旧六部、九部の教師に辞任を強要し、事実上教師籍を剥奪するという誤りを犯したことを認め、主の前にその教師、家族、教会に対して心からの謝罪をいたします。』

先生について教団の記録には、戦時中『辞任』なされたとされております。これは

教団が当時、文部省の指令に従つて自発的辞任を勧告した結果と推察されます。信仰の仲間をこのような形で切り捨てた罪を心から反省しております。わたしども教団がおかした誤ちを四十数年も放置していたことをここに深くお詫びいたします（後略）

一九八四年十二月

日本基督教団総会議長 後宮俊夫^①。

一九八六年（昭和六一年）一一月の第一四回教団総会では、「旧六部、九部教師及び家族、教会に謝罪し、悔い改めを表明する集会」が開かれ、関係者が招かれました。この辺りの経緯は、土肥昭夫氏の著書に、ホーリネス弾圧の分析と共に記され、「六四名の出席者を前にして、後宮議長は戦時下的の处置のあやまちと戦後もこれを放任した不明を謝罪し、イエスを中心とする告白を真実ならしめる決意を表明し、議場は共に『ざんげの連祷』をした。式後、出席者は一人ひとり紹介された。この集会は多大の感動をよんだ」と報告されています。

また当時、日本基督教団がまとめたパンフレットには、全国の関係者を訪ねた模様と、関係者の反応が報告されています。

59 『和解の必要を感じています』

これは、これといった態度をしめさなかつたことが悪いという意味ではありません。私たちの教会の、

① 土肥昭夫「ホーリネス弾圧の歴史的意味」、前掲書一一三頁以下。

日本基督教団に対する思いというのは、世代などによって大分異なりますが、それは、単に神学理解、聖書理解の相違ということでは説明がつかないものがあります。

そして再三報告しましたように、他者として批判していた日本基督教団と私たちの教会との間には、本質的には何も変わらぬ問題があつたわけで、和解という他者との関わりの中で、私たちは自らの姿を見詰め直す必要があるのではないかという提案です。

O. 今後の決意

《今後（62）》、私たちの教会は、《「日本ホーリネス教団の信仰告白」に基づいて（61）》、神のみこころに適う教会の形成を目指します。また、《歴史に学ぶことを忘れず（62）》に、私たちが置かれている時代と社会の状況を見極めることができるような体制によって、《社会への責任を果たす（63）》ことを目指します。そして、《アジア諸国の人々の心情を理解することを努めるとともに、特に私たちに与えられている、アジア太平洋地域ホーリネス教会連盟の交わりを豊かなものとする》ことを目指します（64）。

60 『今後…』

今後の取り組みについては、重要なポイントを含んでいますが、おおまかに方向を示すにとどまっています。戦責告白の趣旨が理解されるならば、具体的な事柄についてのヴィジョンが生まれてくることでありましょう。そのポイントとは、第三章「『戦責告白』の趣旨」にも記しましたように、「教会、歴史、社会」についての理解です。

61 『「日本ホーリネス教団の信仰告白」に基づいて』

前項で重要なポイントとして紹介した「教会理解」の基礎となるのが、信仰告白に生きることです。これはまた、この戦賄告白の要点の一つであるとも述べました。

『イエスは主である』という信仰告白がなくては、教会は教会で在り得ないことを私たちは学んできました。戦賃告白に伴って、謝罪や和解などどんなことが起きようと、この点を私たちは明確に心に刻む必要があります。

62 『歴史に学ぶことを忘れず』

ポイントの一一つ目は「歴史理解」です。自己肯定をしたがる歴史観がはやり、私たちもその影響に陥りやすい」と自覚しつつ、成熟した目で歴史を振り返るものでありたいと思います。

63 『社会への責任を果たす』

ポイントの三つ目は「社会」とのかかわりです。そのかかわりが希薄であつたと繰り返されてきましたが、これも第三章「『戦賃告白』の趣旨」にあるように、私たちの教会なりの対応が出来るよう、努めていきたいと思います。

64 『アジア諸国の人々の心情を理解する』

「」で特に「アジア」のことが繰り返されるのは、戦賃問題が教会の課題であるとはいって、それが教会内、また国内にとどまるべきものではないことを確認する意味があります。また私たちの場合、ただ「アジア」と言っても漠然としてしまうため、AH連を中心に考えていくことになります。

P・結語

ホーリネス宣教百年を迎えるとき、「共同体の罪を自らのものとして懺悔（65）」した、指導者ネヘミヤ（ネヘミヤ記第一章四～十一節）やダニエル（ダニエル書第九章一～十一節）の折りに学びつつ、悔い改めと信仰をもつて立ち上がる覚悟であります。そして二十一世紀を迎える今、私たちは、私たちの教会の歩みが神のみこころに適い、神と人に仕えることができるよう、願っています。

65 《共同体の罪を自らのものとして懺悔》

戦賊告白理解の要は、共同体理解です。その聖書的根拠として挙げたのが、ダニエル書とネヘミヤ記です。その詳しい説明は、第三章「『戦賊告白』の趣旨」の「三 私たちの教会を見る目」をご覧下さい。

日本ホーリネス教団に属する者が、これらの言葉と自らのものとして、神のみこころに適う歩みが出来るよう励みたいと思います。